

前期基本計画掲載事業の進捗状況の概要

資料 2

1 はじめに

○基本構想に掲げた6つの基本目標について、それぞれに属する単位施策及び事業の進捗状況を取りまとめました。

○全体の進捗状況は、全206施策事業のうち、A「成果があがった」が26事業（12.6%）、B「おおむね成果があがった」が135事業（65.5%）で、AとBを併せると78.1%でした。また、C「あまり成果をあげられなかった」が45事業（21.9%）、D「成果があがらなかった」が該当ありませんでした。このように、前期基本計画に掲げた事業はおおむね順調に進捗しました。

○A・Bの主な施策事業には、小学校校舎の耐震診断・耐震補強、校内情報ネットワーク（LAN）整備、県営一般農道整備事業、道の駅整備の推進、下古山土地区画整理事業、石橋駅バリアフリー整備事業、予防接種、がん対策、救急医療体制の確保、上下水道の整備維持管理などがありました。

○Cの主な施策事業には、各施設の管理運営、文化・芸術活動の推進、国際交流の推進、ブランド野菜生産の支援、畜産業の振興、商工会運営の支援、市観光協会の支援、仁良川地区土地区画整理事業、石橋駅周辺地区土地区画整理事業、各種計画の未策定、障害者福祉の推進、高齢者福祉の推進、生活保護対策、不法投棄物収集運搬、男女共同参画の推進、行政改革の推進、広報・広聴、広域行政の推進などがありました。

○進捗度（A～D）については、満足度（市民意識調査結果）、各施策等の進捗評価及び事業効果などを参考に検証したものです。

進捗度合（区分）

- A : 成果があがった
- B : おおむね成果があがった
- C : あまり成果をあげられなかった
- D : 成果があがらなかった

○事業進捗評価の項目中、進捗度（C）については、市民満足度の向上を目指し施策展開を図る必要があるなどの評価コメントを記載しています。

○施策事業が完了したものの、進捗度合をBとしたものについては、後期期間中においても引き続き取り組む必要があることから、その方向性・内容を記載しています。

（例） 第1章 1節 次代を担う人材の育成

【教育内容の充実】

「通学区域審議会の開催」・・・【完了】 【B】

後期計画期間において、通学区域等の見直しを継続していく。

2 進捗の度合

基本目標		進捗区分	A	B	C	D	成果があがった施策事業の割合(%) (A+B)/施策事業数
		施策事業数	成果があがった	おおむね成果があがった	あまり成果をあげられなかった	成果があがらなかった	
第1章	みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	43	7	28	8	0	81.4
第2章	知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	29	4	18	7	0	75.9
第3章	都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	21	4	13	4	0	81.0
第4章	安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	68	3	46	19	0	72.1
第5章	豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	30	8	21	1	0	96.7
第6章	市民と行政の協働による健全なまちづくり	15	0	9	6	0	60.0
合計		206	26	135	45	0	78.1
構成比(100%)			12.6	65.5	21.9	0.0	

3 進捗の概要

〔 〕内は、主な対象事業です。

章	基本目標	内 容
第1章	みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・教育や文化の振興のあり方などについて、地域の課題や個人の問題意識に根ざした独自の取り組みが求められ、小中学校の学力向上と健全育成を図るため教育環境の整備を推進し、校舎の耐震補強・大改修などは、順調に進捗してきました。〔校舎耐震補強・校舎大規模改修・校内情報ネットワーク（LAN）整備〕 ・図書館・体育施設の管理運営については、改善・工夫が見受けられませんでした。〔図書館管理運営・体育施設の管理運営〕 ・人材育成では、学習機会の充実を通して、市民同士の交流を生み出し、人材の育成と確保を図ってきましたが、社会教育の推進では、更なるPRや周知が必要です。〔社会教育の推進〕 ・多くの点在于る歴史的資源を活用した新たな文化活動を推進する取り組みを進めてきました。〔薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営〕 ・文化芸術活動については、文化協会等の更なる育成・周知等が必要です。〔文化芸術活動の推進〕 ・国際交流の推進では、交流事業参加者の経験・体験が十分活かされませんでした。〔国際交流の推進〕
第2章	知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化を図るため、農業、商工業の振興やシティーセールスの推進について取り組んできました。本市の農業は、大都市近郊にふさわしい農業の近代化を図ってきました。〔農村地域の環境保全・農業経営高度化の支援〕 ・基盤整備では、県営ほ場整備や一般農道整備が2地区完了していますが、一部施設設備が完了しませんでした。〔県営ほ場整備事業・県営一般農道整備事業・石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設・江川五千石ほ場整備地区内歩道整備〕 ・工場立地では、有利な立地条件を活かし、誘致を進めてきましたが新たな企業立地には至りませんでした。商工観光では、地域密着サービスの展開などを行ってきましたが、市民の満足感を得られるまで至りませんでした。〔商工会運営の支援・市観光協会の支援〕 ・シティーセールスの拠点として平成23年3月に「道の駅しもつけ」が開業し、その機能を果たしています。〔道の駅整備の推進〕
第3章	都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって、より高い利便性と快適性を持ったまちづくりのため、都市基盤、交通環境整備、緑環境の整備について取り組んできました。 ・市内には、JR宇都宮線の3駅があるなど恵まれた条件を有しており、誰もが使いやすい駅とするバリアフリー化に取り組み、小金井駅東歩道整備・石橋駅バリアフリー整備が完了しました。〔小金井駅東歩道整備事業・石橋駅バリアフリー整備事業〕 ・公園、緑地などゆとり空間の有効活用を図ってきました。〔別処山多目的広場整備事業〕 ・主要幹線道路等は、おおむね計画的に整備されてきています。〔主要幹線道路整備事業〕 ・下古山地区土地区画整理事業が完了しましたが、仁良川地区・石橋駅周辺地区土地区画整理事業の長期化が懸念されています。〔下古山地区土地区画整理事業・仁良川地区土地区画整理事業・石橋駅周辺地区土地区画整理事業〕

<p>第4章</p>	<p>安心して暮らせる健康で明るいまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきと健康に暮らすことのできる地域社会を目指すため、生涯健康のまちづくりや福祉施策を行い、医療機関との連携による予防医療では、予防接種やがん検診等の受診率の向上を図っていきました。〔予防接種・がん対策〕 ・地域で活動する様々な担い手による支え合いを推進することにより、自助・共助・公助の福祉のまちづくりに取り組んできました。〔こども医療費助成・地域包括支援センターの運営〕 ・障がい者福祉、高齢者福祉については、市民満足度が低位であり更なる取り組みが必要です。〔障がい者自立支援事業・老人クラブ活動の支援〕 ・健康づくり施設のふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営については、運営方法の見直しまで至りませんでした。〔ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営〕
<p>第5章</p>	<p>豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の実現のためごみの減量化や発生抑制を推進し、事業所や住民が一体となって進めてきた結果、市民一人当たりのごみ排出量が軽減されました。〔ごみ減量化〕 ・不法投棄防止対策については、不法投棄物の減少には至りませんでした。〔不法投棄物収集運搬〕 ・地域社会を脅かす犯罪が頻繁に発生する中、犯罪予防の啓発や地域の特性に応じた防犯体制の充実に取り組んできました。平成23年3月の東日本大震災では、地域コミュニティの重要性、地域の実情に応じた自主防災組織の組織強化がクローズアップされました。〔防災意識の向上〕 ・上下水道については、おおむね順調に進捗してきました。〔水道拡張等整備・公共下水道の整備〕
<p>第6章</p>	<p>市民と行政の協働による健全なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像を目指し、「開かれた行政」・「市民と行政の協働」によるまちづくりのため、情報の共有化、行財政の透明性、広報広聴の充実などについて取り組んできました。 ・市民と行政の協働については、おおむね順調に進捗してきました。〔コミュニティ推進協議会の支援〕 ・地域情報化の推進については、地域間の情報格差が完全に解消され、情報化推進基盤整備が完了しました。〔地域情報化の推進〕 ・男女共同参画の推進については、情報紙を配布するなどし周知・啓発を進めてきましたが、認知度の向上には至りませんでした。〔男女共同参画の推進〕 ・広報・広聴については、市民満足度は前回に比べ上昇しましたが、多くの市民が活用できるような取り組みが必要です。〔広報紙の発行、ホームページの充実及び各種情報発信手段を活用した情報提供の充実・広聴の充実〕 ・（仮称）薬師寺市民センターについては、建設に向けての取り組みが図られませんでした。〔（仮称）薬師寺市民センター建設〕

4 施策事業の進捗状況

1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

1節 次代を担う人材の育成

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【地域ぐるみの教育活動の推進】				
○市民協働による教育の推進 (教育総務課：5-D)	学校・保護者・地域の連携を図り、市民総ぐるみで本市の子どもの健全な成長を図るため、ファミリー下野教育運動を展開する。教育推進懇談会の開催、教育講演会、啓発活動等	H19から教育推進懇談会を設置し、ファミリー下野教育運動を推進。今後は市民団体（青少年育成市民会議）を通して啓発を図る。	継続	B
○スクールガードへの支援 (学校教育課：3-C)	学校単位でスクールガードを登録し、児童の下校時に見守活動に取り組んでいる。活動内容としては、自宅近くでの見守りとパトロール体制を組織し児童と一緒に下校している。	各学校で募集するスクールガードボランティアを支援するため、防犯ベストや腕章などの防犯用品の配布を行うと共に、スクールガードリーダーを委嘱し、活動の啓蒙を行っている。また、子どもを守る家のプレートを配布し、通学路の安全を図った。	継続	B
【幼児教育との連携・充実】				
○幼稚園就園奨励費補助 (教育総務課：3-B)	市内在住で、市立幼稚園へ就園している満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保護者の経済的負担を軽減するため、所得階層に応じ、保育料の一部を補助する。 所得階層の区分---A～Dランクは国庫補助対象 Eランクは市単独補助	幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため保育料の一部を所得階層に応じ補助。国の補助事業で、低所得者への手厚い補助額となっている。所得階層のランクにより国の補助事業対象者以外は市の単独補助となる。	継続	B
○幼稚園第二子等保育料減免補助 (教育総務課：3-A)	市内在住で、市立幼稚園へ2人以上就園している満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保護者の経済的負担を軽減するため、所得階層に応じ、保育料の一部を補助する。 所得階層の区分---A～Dランクは第二子等は幼稚園就園奨励費の該当Eランクの第二子等のみ補助となっている。(県補助対象)	幼稚園へ2人以上同時就園している第二子以降の保護者に対し、所得階層に応じ保育料の一部を補助。県の補助事業	継続	B
○幼稚園運営の支援 (教育総務課：3-D)	市内の私立幼稚園の運営に要する経費負担を軽減するため、経費の一部を補助する。	市内幼稚園の運営に要する経費負担の軽減を図る。 H21から「幼稚園はばたき支援事業」へ統合。	継続	B
【教育内容の充実】				
○通学区域審議会の開催 (教育総務課：3-D)	H18年8月市教育委員会から「下野市立小学校及び中学校の通学区域の見直しについて」の諮問を受け、2年に渡り審議を行い、平成19年11月に答申が出され、特に、通学距離に著しい不均衡が生じている地域や複数の通学区域が指定されている地域の検討を行っている。	H18～H19にかけて6回開催し検討、H19年度の答申により終了。 今後通学区域を含め、学校の適正規模・配置の検討が必要。 後期計画期間において、通学区域等の見直しを継続していく。	完了	B
○教育研究所の運営 (学校教育課：3-B)	下野市の学校教育の向上・充実のために、調査研究、研修、相談、資料収集・広報の4つの事業を行っている。	下野市の学校教育の課題についての調査研究、教職員等の資質・指導技術の向上を図るための研修及び教育相談事業を展開してきた。また、不登校等の児童生徒に対し学校生活への適応を図るためのスマイル教室を運営してきた。	継続	B
○小中一貫教育研究の推進 (学校教育課：5-D)	平成23年度より「小中連携教育研究」と名称を変更し、小中連携プロジェクト委員会に加え、各校に小中連携コーディネーターを位置づけ、研究を進めている。また中学校区において教員の1日交流を継続するとともに、小中の合同研修会、児童生徒の交流等、具体的な連携交流を進めている。	H20に小中学校教職員間での授業研究会などの交流事業を実施。H21には各中学校区での教員の1日交流を行うと共に、小中一貫プロジェクト委員会を設置した。H22から、国小と国中を研究推進7校に指定し、より具体的な研究を進めている。	継続	B
○特色ある教育活動の推進 (学校教育課：3-D)	地域の歴史や人的資産など、各学校の特色を生かした教育活動の推進を図るため補助金を交付している。平成22年度より学校から提示された事業内容をもとに、2段階の審査により交付する学校を決定し、補助金を交付している。	H19から3ヵ年継続し、各校の規模別に補助金を交付してきたが、H22から要綱を制定し、1校あたりの補助限度額を増額すると共に、内容を審査し交付決定をする方式に変更した。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○児童生徒表彰 (教育総務課：3-D)	市内小学校児童の良さを見出し、小学校卒業までに1人1回表彰し、賞状とメダルを授与する。賞には、健康・努力・体育・親切・学芸・友情・明朗賞等がある。	全小学校にて表彰式を開催し表彰状とメダルを授与。先生が個々の児童の良さを見出し、伝えることで児童の自信にもつなげている。表彰の意義の理解も深まってきた。	継続	B
○スクールアシスタントの配置 (学校教育課：3-D)	児童生徒一人一人を大切にしたいきめ細やかな指導と効果的な授業の推進並びに円滑な学校運営を図るため、市内小中学校に実情に合わせてスクールアシスタントを配置している。	配慮を要する児童生徒を援助するための支援員、学校図書管理を補助するための支援員及び情報教育を補助するためのアドバイザーなど、学校運営を支援するために各校数名づつ配置してきた。	継続	B
○外国語指導助手の配置 (学校教育課：3-B)	児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、民間業者委託による外国語指導助手を配置している。また、英語に堪能な日本人指導助手を配置し授業打ち合わせ等を円滑にし、教師の授業力の向上を図っている。	外国語教育を支援するために、中学校各1名、小学校で2名のネイティブALTの配置を行ってきた。さらにH22から日本人英語指導助手を1名採用し、より効果のある授業体制を整えてきた。	継続	B
○小学校コンピュータ教育の推進 (学校教育課：3-D)	市内全小中学校と教育委員会を結ぶ下野市教育情報ネットワークの構築により、情報の共有と事務の効率化をさらに進めている。また、コンピュータの学習活動への活用とともに、情報モラル教育を推進している。	H20から石橋地区小学校の機器更新に伴い校内LANを敷設し、市内全校に校内LANが設営された。また、H21から情報化教育のモデル校である石橋北小にeラーニングを導入し、「ひとり学び」による学力の向上を図ってきた。	継続	B
○中学校コンピュータ教育の推進 (学校教育課：3-B)	市内全小中学校と教育委員会を結ぶ下野市教育情報ネットワークの構築により、情報の共有と事務の効率化をさらに進めている。また、全中学校に導入したeラーニングの活用を進め、学力の向上を図っている。	H20に市内全小中学校と教育委員会とを結ぶ下野市教育情報ネットワークを構築し、情報の共有化を図ることにより事務の効率化、迅速化を推進してきた。H22より中学校4校にeラーニングを導入し今後活用を進めていく。	継続	B
【学校施設の充実】				
○小学校校舎・体育館の耐震診断 (教育総務課：3-B)	昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法の関係で耐震力不足が懸念されることから、耐震診断により調査することが法律で規定されている。診断結果により、耐震係数I s 値0.7(震度7程度の地震でも人命を守る)未満の建物は、補強が必要となる。	合併後対象となる(S56以前建築)校舎11棟については、H22年度に調査完了。体育館で対象となる4棟は23年度に実施する。	完了	A
○校舎耐震補強 国分寺小、古山小 (教育総務課：4-B)	学校施設は、児童にとって一日の大半を過ごす学習及び生活の場として、安全でなければならない。地震発生時においては、児童の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、耐震診断により補強工事が必要な校舎は、耐震補強工事を実施する。	国分寺小の対象となる2棟について、20年度耐震補強、21.22年度で大規模改修を完了。 古山小の対象となる2棟は、1棟を20年度耐震、21年度大規模改修を実施し、残る1棟の耐震を23年度、改修を24年度に実施予定。	継続	A
○校舎耐震補強 薬師寺小、吉田東小 (教育総務課：4-C)	学校施設は、児童にとって一日の大半を過ごす学習及び生活の場として、安全でなければならない。地震発生時においては、児童の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、耐震診断により補強工事が必要な校舎は、耐震補強工事を実施する。	薬師寺小の対象となる2棟について、21、22年度に耐震補強を完了し23、24年度に大規模改修を実施予定。 吉田東小の対象となる1棟について、21年度耐震、22年度に大規模改修が完了した。	完了	A
○校舎耐震補強 石橋北小、吉田西小、細谷小、国分寺西小 (教育総務課：4-D)	学校施設は、児童にとって一日の大半を過ごす学習及び生活の場として、安全でなければならない。地震発生時においては、児童の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、耐震診断により補強工事が必要な校舎は、耐震補強工事を実施する。	石橋北小の校舎は22年度に耐震補強が完了し、23年度大規模改修予定。 吉田西小の対象となる1棟は、22年度耐震補強、23年度大規模改修予定。 細谷小の対象となる1棟は23年度に耐震補強を実施の予定。	完了	A
○校舎大規模改修 国分寺東小 (教育総務課：4-D)	校舎建設から長期間が経過し、雨漏りなど老朽化が進んだ校舎は、大規模改修工事を実施する。屋根・外壁の改修、教室・廊下の塗り張替え、トイレ・給水及び電気設備の更新を基本とし、その他学校の要望も踏まえながら実施する。	対象となる1棟について、24年度に改修工事を予定。	継続	B
○石橋地区学校給食施設の改修 (学校教育課・教育総務課：3-D)	石橋地区小学校の調理室において、老朽化が進んでおり、また、いずれの調理室も狭く、ウェット方式であるため不衛生となっており、改修工事を実施する。	H21～22にかけて、学校給食検討委員会を開催し、調理場の建設について検討を行った。 対象となる3校(石橋小、古山小、石橋北小)について、24年度から1校づつ順次改修に着手する。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○プール改修（内面改修） 祇園小 （教育総務課：3-C）	プール施設は、素肌で利用するため、安全かつ衛生的でなければならぬ。また、緊急時の防火水の確保ということでも重要な施設である。建設から長期間が経過し、老朽化が進んでおり改修工事を実施する。	H20に維持工事を実施。	完了	A
○プール改修（内面・ろ過器等改修） 薬師寺小 （教育総務課：3-D）	プール施設は、素肌で利用するため、安全かつ衛生的でなければならぬ。また、緊急時の防火水の確保ということでも、重要な施設である。建設から長期間が経過し、老朽化が進んでおり、改修工事を実施する。	各校の状況を調査し、老朽化の著しい施設から順次に改修を計画。H23から国分寺小、国分寺中、古山小、薬師寺小などを実施予定。	継続	B
○校内情報ネットワーク（LAN）未整備 校の解消 （教育総務課：3-D）	未整備である石橋地区小学校3校に、校内LANを整備し、市内16校と教育委員会を結ぶ下野市教育情報ネットワークを構築し、情報の共有化を図ることにより、事務の効率化、迅速化を推進する。	対象となる3校（古山小、石橋北小、細谷小）を20年度に整備完了。	完了	A
○細谷小学校ランチルーム整備 （教育総務課：3-B）	老朽化した給食施設の改修が早期に望まれていたが、国分寺給食センターの開設により小規模校でもあり、センターからの配送可能範囲であるため給食施設をランチルームとして整備する。	20年度に事業完了	完了	A

2節 生涯にわたる学びの機会の充実

【生涯学習の推進】				
○社会教育の推進 （生涯学習課：5-C）	市民の自発的な学習機会への参加を促し、地域づくりの一員として、主体的に社会参画できるよう学習機会を提供し、社会連帯意識の涵養に努めるため各種事業を展開する。	セカンドステージ支援事業は、団塊世代の大量退職に伴い地域活動に参加できる時間が増えた団塊の世代を対象とした講座を開催したところ、周知に力を入れたため新たな受講生の申し込みが多数あり、市民参画によるまちづくりのための人材を育成できた。 市民情報化推進事業は、地域の情報化を進めていく上での大きな問題である、デジタルデバイドの解消のため、インターネット未経験者を対象に実施し、様々なライフスタイルの市民が多く受講できるよう、開催曜日・時間をずらして4コース設定した。実績のある専門業者の講師による入門講座であったため対象者にふさわしい内容で、効果的な講座となった。	継続	C
○生涯学習の推進 （生涯学習課：5-D）	多様化した市民の学習ニーズに応えるため、生涯学習の推進並びに学習環境の整備に努めるとともに、関係機関・団体との連携を深め市民の自主的な学習活動を支援する。	市生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会（専門部会）が連携をして、生涯学習の推進に取り組み、ワークショップ形式の提案型会議を実施するなどして、市民団体選出の専門部会員も事業への関心が高まってきた。 ふれあい学習の推進については、学校支援ボランティアメッセを、市教職員全体研修会と合同開催し、多くの参加者を得て、交流が図られた。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○公民館の管理運営 (生涯学習課：5-C)	地域に根差した生涯学習の中核施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を促進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進する。各種講座の開催や自主サークルなどの支援を通じ市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	公民館では、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」を年間通して実施するため、21年度に一度は、ダイジェスト版とした、講座案内も22年度は、「公民館からこんにちは」23年度は、生涯学習情報誌エールとして各戸に配布するとともに、ホームページにも掲載し、携帯電話等からも申し込みできるカンタン申請による受付もできるように配慮した結果、市民の講座参加の意識の高揚が図れ、また、その情報誌の記載を工夫するなどしたため、公民館講座受講申込者のうち約27%が地区外から申し込みで、市民の交流・融和も図れた。今後も住民の要望を的確に把握し魅力あるメニューをこのような情報媒体により提供し、講座参加意識を高めるとともに、公民館利用者の増加、地域住民の交流や地域活性化の増大を図る。 【評価のコメント】 各種公民館講座等の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○図書館の管理運営 (生涯学習課：5-C)	図書館システムの統合により利用者の利便性の向上を図ってきたが、更に、インターネット等を利用しての利用者増大を図る。学校図書室、ボランティア団体の協力を得て、各種イベントを開催し、図書館の利用促進を図ると共に、学校、家庭における読書活動の推進を図る。	図書館の管理運営については、事務の効率化と図書館の機能充実を図るため専決権を有する専任館長を配置した。また、事務連絡調整等の効率化のため石橋図書館を幹事館とし運営している。 図書館システムを統合し、利用者の利便性の向上を図った結果、微増ではあるが利用者が増加した。 子ども読書活動推進計画に基づく事業として、学校図書館との連携も含め、児童の図書への関心を引き出すために、子ども一日図書館員を実施した。応募は定員を超え、関心の高さをうかがわせた。また、幼児向け図書推薦冊子を作成し、幼児期から親子での読書活動を推進した。 【評価のコメント】 指定管理者制度導入等に向けた取り組みが不十分であった。	継続	C
○生涯学習情報センターの管理運営 (生涯学習課：5-D)	活動基盤の弱い生涯学習ボランティア(団体)や市民活動団体に対し、活動場所を提供するほか、市社会福祉協議会と協働しボランティア(団体)間の連携や情報交換、団体の資質の向上など活動を支援し、市民の自主的な社会参画を促進する。 また、学校や地域の求めに応じて、市民(学習者)の学習成果を活かす場をコーディネートし、学校教育や地域活動の支援する。	利用者は年々増加している。 バンク登録者について、微増してはいるが、今後バンクのPR、周知が必要。 センター事業全般についてのPRにより、相談業務やコーディネート業務が定着してきた。	継続	B
【青少年の健全育成】				
○青少年健全育成の推進 (生涯学習課：5-D)	青少年が様々な体験活動やボランティア活動を通して自ら学び自ら考え、主体的に判断・行動できるよう各種講座を開催するとともに、青少年育成に係る指導者及び青少年育成市民会議と連携し、市民総ぐるみで青少年健全育成の充実を図るため、各種事業を展開する。	受講者数に変動があるため、参加者募集の際は学校を通じて対象学年やクラブ等に効率よく開催のPR、周知を実施し、受講者の増加に努めた。 市PTA連絡協議会や青少年育成市民会議との連携が進み、小中学校音楽祭やこどもなんでも発表会などの市民団体主体(主催)の新規事業が実施された。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【スポーツ・レクリエーション活動の推進】				
○スポーツ振興基本計画の策定 (スポーツ振興課：3-D)	下野市教育計画（平成22、23年度）の中で市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の推進に努め、豊かなスポーツライフの実現に向けて推進していく。	下野市教育計画（平成22、23年度）の中で市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の推進に努めた。 【評価のコメント】 計画策定が完了しなかった。	継続	C
○スポーツに親しむ機会の提供 (スポーツ振興課：5-C)	市民体育祭（石橋・国分寺地区運動会、ティーボール大会、キンボール大会）、南河内地区スポーツフェスティバルの開催、各種スポーツ教室の開催、スポーツ団体（競技団体、軽スポーツ団体等）の育成・支援を行う。	市民体育祭（石橋・国分寺地区運動会、ティーボール大会、キンボール大会）、スポーツフェスティバル（南河内地区）の開催、各種スポーツ教室の開催、スポーツ団体（軽スポーツ団体）の育成・支援を行うとともに、全国スポーツレクリエーション大会を開催するなど、ニュースポーツのキンボールを積極的に取り入れ、講習会等も行い、今後は大会を拡大し、普及に力を入れて実施をしていく。	継続	B
○総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (スポーツ振興課：5-B)	平成8年発足のグリムの里スポーツクラブ、平成21年発足の夢クラブ国分寺、平成22年発足の元気ワイワイスポーツクラブ南河内で市内3地区のスポーツクラブがそれぞれ発足し活動を行っている。それらの活動に対し財政支援等を行う。	平成8年発足のグリムの里スポーツクラブの活動支援、平成21年7月発足の夢くらぶ国分寺、平成22年3月発足の元気ワイワイスポーツクラブ南河内の設立に対して支援を行った。	継続	B
○体育施設の管理運営 (スポーツ振興課：5-D)	運動公園、体育センター、球場、テニスコート、武道館、弓道場、多目的グラウンド、プール等全26施設の管理を実施。なお、各施設とも老朽化が著しく、年次計画に基づき、改修（修繕）整備を実施する。	運動公園、体育センター、球場、テニスコート、武道館、弓道場、多目的グラウンド、プール等全19施設の管理を実施。なお、平成21年度に別処山公園グラウンド、石橋体育センターの改修、東部運動広場（H22～3ヵ年予定）、南河内体育センター照明（H23予定）の改修整備を実施している。また、施設管理運営については調査を実施し、指定管理制度を導入していく検討をする。 【評価のコメント】 指定管理者導入等に向けた取り組みが不十分であった。	継続	C

3節 豊かに暮らす文化の振興

【文化・芸術活動の促進】				
○文化芸術活動の推進 (文化課：5-C)	小中学生を対象とした鑑賞会を実施するとともに、芸術文化祭の開催や文化団体の運営などを支援する。	市民芸術祭の開催に当たっては、実行委員会を組織し、活発な活動のもと、事業を展開している。 文化協会等の更なる育成・周知が必要。	継続	C
		【評価のコメント】 市民芸術祭開催等の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。		
○グリムの森・グリムの館の管理運営 (文化課：5-C)	指定管理者の能力を活用しつつ、住民の本施設に対する効果・効率を更に向上させ、文化芸術の創造、交流、発信の拠点とし活用できるよう管理・運営する。	(財)グリムの里いしばしにより運営されており、入園者数は増加している。開催イベントをより魅力あるものにするのが必要。	継続	B
【文化遺産の保存と活用】				
○文化財・史跡の保護 (文化課：5-C)	市内史跡等の保護・管理を行うとともに、国指定史跡等の主要文化財の保護や発掘調査報告書の作成を行う。	今後とも、文化財保護の観点から適正な維持管理や市民PRが必要。	継続	B
○重要遺跡の発掘調査 (文化課：5-D)	国の重要文化財の指定を受けるため、甲塚古墳出土の埴輪の復元作業を実施し、古墳の保存整備を行う。	甲塚古墳公有化に向けた事業執行が必要。	継続	B
○史跡下野国分寺跡の保存整備 (文化課：5-D)	国指定史跡下野国分寺跡の保護・管理や発掘報告書の作成を行うとともに、遺構表示による保存整備を行う。	H25までに整備完了させ、早期オープンを目指す。	継続	B
○史跡下野薬師寺跡の保存整備 (文化課：5-D)	国指定史跡下野薬師寺跡の保護・管理と継続的な発掘調査を実施し、それら発掘調査報告書を作成するとともに、遺構表示による保存整備を目指す。	H23までに公有化済地区の発掘調査を完了させ、報告書の整理作業を実施するとともに、第1次整備事業計画エリアの未整備部の実施設計書の作成を開始する。	継続	B
○薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営 (文化課：5-D)	史跡下野薬師寺跡の調査成果の公開及び歴史に関する資料の展示、解説と施設管理を行い、文化遺産への関心を深める。	歴史館の入場者数が年々増加している。	継続	B
【地域間交流・国際交流の推進】				
○地域間交流の推進 (生活安全課：5-B)	香川県高松市(旧国分寺町)との友好親善都市締結により、小学生派遣事業、高松市小学生の受入事業、各種団体による交流事業を毎年継続的に実施し、地域間の友好交流を展開している。	小学生派遣事業を継続実施することで、参加希望者児童が全小学校から増加し、地域間交流の定着が図られている。	継続	C
		【評価のコメント】 小学生派遣事業の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○国際交流の推進 交流員の配置（生活安全課：5-B）	姉妹都市ドイツ・ディーツヘルツタールとの国際交流を、広く市民へ推進する上で、国際交流員を配置し、各種団体や学校への派遣、語学講座の開催するとともに、姉妹都市との情報連絡調整の円滑化を図っている。	<p>平成21年10月に姉妹都市締結し、中学生派遣事業・受入事業、ドイツ大学生夏期日本語講座、市民語学講座（ドイツ語・英語・スペイン語・中国語等）を開催し、多くの市民参加を得ている。</p> <p>また、国際交流協会会員の交流目的に、毎年10月に「オクトーバーフェスト」交流会を開催し、国際交流の市民への定着化を図っている。</p> <p>今後は、ドイツ派遣参加中学生の体験等を国際交流推進に活用するなど、国際交流の幅広い市民へのなお一層の定着化に取り組んでいく。</p> <div data-bbox="1245 376 1738 523" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【評価のコメント】 姉妹都市交流参加者の体験等を他事業やまちづくりへ繋げる取り組みが不十分であった。</p> </div>	継続	C

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

1節 大都市近郊農業の振興

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【農業経営改善】				
○農業担い手の支援 (産業振興課→農政課：5-B)	認定農業者制度により、意欲ある農業者の確保、農業後継者の育成を図る。	新規の認定や再認定による認定農業者の確保を図るため、会議等で周知をし、新たな農業者の育成・確保を図っていると同時に、市単独事業で認定農業者の支援や農地集積事業の取組を推進している。その結果、認定農業者一人当たりの経営面積も平成20年時点では45,913㎡であったが平成23年は52,020㎡に増加している。	継続	B
○農業経営高度化の支援 (産業振興課→農政課：5-D)	認定農業者が新たな農地を利用権設定し集積による規模拡大を支援する。	土地利用型農業において、地域の実情に応じた農地の有効利用を図るため、認定農業者に農地の集積が図られている。(平成18年度から22年度まで利用権設定の実績計164人・1,927,046㎡)	継続	B
○農用地の集積確保 (産業振興課→農政課：5-D)	高齢化等農業経営が困難な農家に対して、優良農地を担い手に貸して、農地の有効利用を促進・支援する。	関係機関との連携を図りながら優良な農地が担い手に集積し農地の有効利用が図られ遊休農地の解消が図られている。(平成18年度から22年度まで利用権設定の実績計322人・1,923,684㎡)	継続	B
○農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給 (産業振興課→農政課：5-A)	農業経営基盤強化法に基づき、認定農業者が実施する経営改善に対し利子補給して支援する。	経営規模拡大等の設備投資に対して計画的な利子補給している。	継続	B
○水田農業の構造改革 (産業振興課→農政課：3-B)	国の戸別所得補償制度により意欲ある農業者が農業を継続できる環境や食料自給率の向上・市の特産物の生産振興を図れるよう支援する。	平成18年度から21年度まで担い手対策として、認定農業者等が農業機械導入に対して55団体、補助金35,756,000円を交付し農業者の育成を図った。また、農業者戸別所得補償制度の実施により市単独事業の整合性を図るため、事業内容等の見直しを図り意欲ある農業者の確保を図っている。	継続	B
《内訳》担い手対策事業		H21事業完了		
《内訳》水田利活用推進対策事業・米需給調整推進対策事業・米需給調整推進事業		産地づくり対策・調整水田対策事業を見直してH23から新たな内容より事業実施を図る。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○ブランド野菜生産の支援 (産業振興課→農政課：5-B)	市のブランドとなる適地適産農産物を掘り起し、野菜等の生産支援を図り地産地消の推進と地域農業の活性化を図る。	農・商・工業含めた市全体のブランドについて検討委員会の設置が急務であるとともにJA機関・生産者と一体的な推進を図る必要がある。 【評価のコメント】 ブランド野菜生産支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
《内訳》かんびょう産地支援事業		H22事業内容の一部見直してかんびょう生産農家の育成・確保を図っている。		
○地産地消の推進 (産業振興課→農政課：3-D)	食と農の理解を深めて、健全な食生活の推進や豊かな食生活を育ていくとともに、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消の推進を図る。	地産地消計画、食育推進計画、地産地消ガイドマップ等作成して計画的に見直しを図っているほか、地元農産物の学校給食へ継続的な使用を推進している。	継続	B
《内訳》市地産地消計画		H20策定した計画の見直しが必要。		
《内訳》市食育推進計画		本計画をH22に策定し市全体の食育推進が図れる。H25で見直し。		
○畜産業の振興 (産業振興課→農政課：5-D)	家畜の疾病を未然に防止する対策及び家畜衛生の関する技術の普及、生産技術の向上を図る。	公害防止及び防疫対策は本市の畜産振興を図る上で重要である。 【評価のコメント】 畜産業振興の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
《内訳》家畜自衛公害防止対策事業		家畜の糞尿処理等の環境対策、意識の向上が図れている。		
○畜産業担い手の育成 (産業振興課→農政課：3-C)	畜産業者の確保育成を図っている。 (後期基本計画では、農業担い手の支援に統合)	畜産業担い手については農業担い手対策により農畜産業の一体的に支援をしている。 【評価のコメント】 畜産業担い手育成の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【農村環境の保全】				
○農村地域の環境保全 (産業振興課→農政課：5-D)	農地や農業用水など農業用施設の維持保全が困難になっている農村において、農家、非農家を問わず地域が一体となって、これらの資源を守り、地域をよくするための共同活動に対し支援を行い、農業環境や自然環境の保全を図る。	柴地区環境保全会H19～23、仁良川の里保全会・笹原地域環境保全会・石橋南部環境保全会H20～24が事業期間である。補助金交付は、4地区23年度で終了する。事業は良好に進捗している。	継続	B
○環境保全型農業の推進 (産業振興課→農政課：5-D)	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料、農薬の使用など環境負荷の軽減を図る農業を推進する。	土づくり等通じて科学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した農業を推進するための事業推進を図っている。	継続	B
《内訳》畑地帯環境整備支援事業		冬期の風塵対策として畑に麦を作付けて畑地帯の環境整備が図れているが平成23年度から本格実施となる農業者戸別所得補償の中で畑作物の所得補償制度と関連から現行の市単事業について検討する必要がある。		
○農業用廃ビニール等の処理対策 (産業振興課→農政課：5-C)	農業用廃ビニール等の使用済資材の適正な処理を推進し、環境保全対策を図る。	使用済資材等の適正な処理が行われ、環境保全が図れている。	継続	B
【農業生産基盤の整備】				
○県営ほ場整備事業 (産業振興課→農政課：4-D)	将来の農業生産を担う農業者を育成し、地域農業の中心的な役割を担えるよう区画整理や水路、農道等の生産基盤の整備を行う。	石橋南部地区H22、江川・五千石地区H23に換地完了予定で順調に事業が進捗している。武名瀬川地区は計画的に推進している。	継続	B
《内訳》石橋南部地区圃場整備事業		石橋南部地区圃場整備は、H22.2に換地完了。		
《内訳》 江川・五千石地区圃場整備事業		江川・五千石地区圃場整備は、H24.2を目途に換地完了予定で順調に事業が進捗している。		
《内訳》武名瀬川地区圃場整備事業		武名瀬川地区圃場整備は、H22～H27で事業認可された。		
○県単独土地改良事業 (産業振興課→農政課：4-D)	国の補助事業の対象とならない小規模な農用地等の整備。市や土地改良区等が事業主体となり工事を実施する。	圃場整備地内の農道及び用排水路を整備する。道路・排水路は市が、用水路は土地改良区が単年度事業として計画的に実施している。	継続	B
《内訳》中大領地区農道整備		H21完了		
《内訳》田中地区農道整備		H22完了		
《内訳》武名瀬川排水路整備		旧武名瀬川湛水被害対策を、武名瀬川地区圃場整備に併せ、排水路整備事業を導入しH23～H24で完了予定		
○県営一般農道整備事業 (産業振興課→農政課：5-D)	一般農道の整備により区画整理の事業効果のほか、周辺地域の農業生産物の流通効果の向上を図る。	一般農道整備により、集出荷作業等の効率化を図る。	完了	A
《内訳》石橋南部地区		一般農道整備により、石橋南部地区の集出荷作業等の効率化が図られた。 L=2490mW=7m		
《内訳》江川・五千石地区		一般農道整備により、江川・五千石地区の集出荷作業等の効率化が図られた。 L=4430mW=7m		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○市単独農業農村整備事業 (産業振興課→農政課：4-D)	国及び県の補助事業の対象とならない小規模な排水路及び農道の整備。市が事業主体となり工事を実施する。	農業生産基盤の整備によって高度の農業生産を確保するとともに農業経営の合理化が図られる。	継続	B
《内訳》 国分寺地区水路改修		農業生産基盤の整備によって高度の農業生産を確保するとともに農業経営の合理化が図られた。排水路L=300m		
《内訳》 上芝地区道路改修		農業生産基盤の整備によって高度の農業生産を確保するとともに農業経営の合理化が図られた。農道L=280mW=6m		
《内訳》 東溜井地区道路改修		農業生産基盤の整備によって高度の農業生産を確保するとともに農業経営の合理化が図られた。農道L=300mW=5m		
《内訳》 国分寺かんがい排水路整備		農業生産基盤の整備によって高度の農業生産を確保すると共に農業経営の合理化を図るため、早期の整備を進めている。かんがい排水路1工区L=578m2工区L=405m		
○農村振興総合整備事業 (産業振興課→農政課：5-D)	農業生産及び農村環境基盤の整備を図るとともに、農村住民と都市住民の交流の場を整備することにより地域の活性化を図る。	むらづくり交付金事業により事業期間H19～H23(5カ年間)で整備完了予定。	完了	A
《内訳》 田中・文挾地区農道整備	田中地区の農道整備によって、路面及び歩道の設置をし農業交通及び生活交通の円滑な通行を確保した。 L=1270mW=7m(歩道2m) H20～H21完了			
《内訳》 三王山地区農業用排水施設整備	三王山地区用排水路整備H21完了			
《内訳》 五千石用水管理用道路整備	五千石用水管理用道路総延長L=2848mW=3m H23完了予定			
《内訳》 三昧場・新溜ため池整備	薬師寺地区のため池2ヶ所(三昧場10000㎡、新溜4700㎡)をH22整備完了			
《内訳》 生態系保全施設整備	町田地区生態系保全施設(ビオトープ)1500㎡、仁良川地区生態系保全施設(ビオトープ)500㎡整備、H23完了予定			
○石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設 (産業振興課→農政課：4-D)	石橋南部ほ場整備事業により非農用地として取得した用地に、農業振興に関連する施設整備を図る。	集出荷施設用地整備構想は、集会施設・直売所・加工所の機能を持たせた施設整備を計画している。実施に向け関係者と整備方針について協議を進め、早期の整備を図る。 【評価のコメント】 整備方針について関係者との協議を進める必要がある。	継続	C
○石橋南部ほ場整備地区内歩道整備 (産業振興課→農政課：4-B)	石橋南部ほ場整備事業により非農用地として取得した用地に、農村地域の環境整備を図るために農道路沿いに歩道を設ける。	地域活性化きめ細かな臨時交付金により整備を完了した。 L=2327m歩道両側2.5m(W=12m車道7m)	完了	A

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○江川・五千石ほ場整備地区内歩道整備 (産業振興課→農政課：4-D)	江川・五千石ほ場整備事業により非農用地として取得した用地に、農村地域の環境整備を図るために農道沿いに歩道を設ける。	田中地区歩道整備(L=1270mW=7m)は村づくり交付金事業により整備完了し、田中地区から薬師寺小学校、南河内中学校への通学路として交通の安全が確保された。仁良川地区歩道整備(L=560mW=7内歩道2m)は、仁良川土地区画整理事業との接続について、関係課と協議を進める。 【評価のコメント】 歩道整備について関係課との協議を進める必要がある。	継続	C
○土地改良施設維持管理の適正化 (産業振興課→農政課：4-D)	堰などの土地改良施設の補修整備を行う土地改良区に対し、事業費の補助を行う。	土地改良施設の機能保持及び長寿命化を図るため、堰及び水路を計画的に機能診断を実施し改修する。蟹川用水路樋門5ヶ所改修完了、吉田南水中ポンプ交換、江川寺堰巻上機補修	継続	B
○地籍調査 (産業振興課→農政課：3-B)	土地の地籍を明確にする調査で、境界の位置及び面積について正確な測量を行い、地籍図と地籍簿を作成する。	全体計画41.73km ² H22年度末6.56km ² 実施済(16%)長期実施計画どおり進捗している。	継続	B

2 節 工業・商業の振興

【商・工業の振興】				
○商工会運営の支援 (商工観光課：5-B)	商工業者支援組織である市内3商工会を支援し、まちづくりに寄与するための事業充実・強化を図る。	商工業者支援のための組織である市内3商工会を支援するための補助金を交付。また、商工会が地域経済団体として、まちづくりに寄与するための事業へ補助を行い強化を図っている。 【評価のコメント】 商工会運営支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○商工会プレミアム付商品券発行の支援 (商工観光課：5-D)	1セット10,000円で販売する11,000円分の商品券において、1,000円分(プレミアム分)の補助を行う。	消費者の購買意欲と地元商工業者の売り上げ増進を図る。市内全域で使用できる1セット11,000円分の商品券を10,000円で、3商工会が実行組織となり9,000セット販売した。11,000円のうちプレミアム相当額分1,000円を補助した。販売当日で完売となり、消費者の購買意欲と地元商店の売り上げに繋がっている。	継続	B
○中小企業融資の支援 (商工観光課：5-B)	資金を円滑に調達することができるよう「中小企業融資制度」を設け、また、融資を受けた企業に対して、信用保証料を全額補助する。	中小企業の振興を図るための運転・設備資金及び借換えと追加融資のための円滑化資金の融資制度を設置し、斡旋している。また、融資制度を利用した中小企業の負担軽減のため、保証料を運転・設備資金については全額、円滑化資金については1/2を補助している。	継続	B
○県南公設地方卸売市場への負担金 (産業振興課：5-B)	県南公設地方卸売市場組合の円滑な運営のために負担金を交付している。	生鮮食料等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、地域住民の生活安定に寄与することを目的とした組合が、円滑に運営された。	継続	B

3節 シティ・セールスの推進

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【観光の振興】				
○市観光協会の支援 (商工観光課：5-D)	各種イベントの開催や開催団体を育成するため、観光協会へ補助金を交付している。	市の観光振興を図るための団体を育成し、魅力ある観光資源の発掘と情報の発信を推進している。 【評価のコメント】 観光資源の発掘等の取り組みについて、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○観光イベントの開催 (商工観光課：5-D)	春には天平の丘公園において、淡墨桜、八重桜を中心とする「花まつり」を開催している。秋にはきさら館、天平の丘公園での「菊まつり」の開催と、これに併せた「芋煮会」を実施している。	花まつりは、八重桜を中心に実施しているが、淡墨桜が目的の来訪者も増えている。その他、多様な観光ニーズに応えるべく事業を展開している。	継続	B
○道の駅整備の推進 (道の駅準備室→商工観光課：4-D)	シティセールスの拠点として「情報発信」、「地域連携」等の機能を併せ持った「道の駅しもつけ」を、市内薬師寺地内の新4号国道沿いに国土交通省と共に整備する。	本市の情報発信の拠点となる道の駅しもつけを3月26日にオープンした。また、管理運営主体となる株式会社道の駅しもつけ、及び地域の農産物の出荷者組織の創設を行った。	継続	A

3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

1節 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【秩序ある土地利用の推進】				
○都市計画マスタープランの策定 (都市計画課：3-B)	本プランは、「下野市総合計画」のうち都市計画に関する分野を対象とし、下野市の将来のまちづくりを進めるうえでの基本的な指針となる将来都市像や市全体及び地域別の構想を示したものである。 都市計画に関する事業は実現までに長期間を要するため目標年次は平成37年とし、中間年次は総合計画との整合を図るため平成27年としている。	本事業については、平成19年から平成20年にかけて策定済みだが、中間年次の27年度の前には見直しが必要である。	継続	B
○仁良川地区土地区画整理事業 (区画整理課：4-D)	仁良川地区は、下野市東部の行政・文化の拠点であり、住宅地としての好条件を有しているが、道路・公園等の公共施設が不十分であり、ミニ開発の増加により良好な住環境の維持が困難な状況にある。土地区画整理事業を行うことにより、公共施設の整備改善を行い住環境の向上と良好な住宅地の供給を図る。 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、公共施設が整備され土地の区画が整うことにより、利用価値の高い土地となる。	平成21年度から平成23年度にかけて、事業を早期に完了させるための手法について地権者との話し合いを重ね、大幅な事業計画の見直しを行った。地権者への土地利用制限、整備時期による不公平感を早期に解消するため、事業の推進が必要である。 【評価のコメント】 見直しされた事業計画に基づき、事業完了に向けた事業展開を図る必要がある。	継続	C
○下古山土地区画整理事業 (区画整理課：4-B)	下古山地区は、企業の進出により急激に住宅需要が高まり、無秩序な市街化が進んでいたことから、道路・公園等の公共施設の整備改善を行うことにより、健全な市街地の形成と宅地の利用増進を図る必要があった。 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、公共施設が整備され土地の区画が整うことにより、利用価値の高い土地となっている。	平成21年度に都市基盤整備工事が完了し、平成22年7月に換地処分を行った。清算金徴収事務を残し実質的に事業は終了した。	完了	A
○石橋駅周辺土地区画整理事業 (区画整理課：4-B)	石橋駅周辺地区は、上三川町と隣接しJR石橋駅の東玄関口である。道路・公園・駅前広場等の公共施設の整備改善を行うことにより、健全な市街地の形成と宅地の利用増進を図る。 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、公共施設が整備され土地の区画が整うことにより、利用価値の高い土地となっている。	事業の長期化を避けるため、事業計画の変更も視野に入れた事業推進を図る必要がある。 地権者への土地利用制限を早期に解消するため、事業の推進が必要がある。 【評価のコメント】 事業完了に向けた関係者との調整を進める必要がある。	継続	C

事業概要		事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【快適な住環境の整備】				
○住宅環境向上の推進 (都市計画課：3-B)	市耐震改修促進計画に基づき民間住宅の耐震化を促進するために、民間木造住宅（対象：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅）の耐震診断及び改修工事への補助制度や耐震アドバイザー派遣事業、また耐震ローラー作戦（県との共同作業）などの啓発活動の継続的な実施を図る。緑化を推進し緑豊かな潤いのある生活環境の実現を図るために、一定の基準で生垣を設置する場合に補助を実施する。	生垣奨励補助と民間木造住宅の耐震診断及び改修工事の補助事業 生垣奨励補助は住環境の向上に寄与するものであり、実績も増えている。民間木造住宅の耐震診断及び改修工事の補助は、地震による住宅の被害の軽減を図り、市民の生命と財産を保護するため、耐震化の促進を目的とした事業であり、「下野市建築物耐震改修促進計画」に基づく施策の一環である。 【評価のコメント】 生垣奨励・耐震診断助成等の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○市耐震改修促進計画の策定 (都市計画課：3-B)	本プランは、平成17年に施行された「耐震改修促進法」に基づき、住宅や防災上重要な建築物の耐震化を促進するために耐震化率の統計的な現状把握を行い（合わせて市民アンケートも実施）、目標を定め達成のための施策等を示したもので、計画年次は平成27年度である。	計画年次が27年度までであり、目標達成状況の検証が必要である。 <u>後期計画期間において、耐震化率の目標達成状況を検証していく。</u>	完了	B

2 節 人に優しい交通環境の整備

【道路・橋梁の整備】				
○市幹線道路網整備計画の策定 (建設課：4-D)		H21完了だが、必要に応じて見直しが必要である。	継続	B
<<内訳>> 下野市幹線道路網整備計画書	幹線市道網整備具現化のため指針を策定する。	H19・基本計画編、H20～21・計画書策定		
○道路台帳の統合 (建設課：3-B)	旧3町の道路台帳を統合する。 各年度において台帳補正を行う。	H23完了予定 <u>後期計画期間において、台帳を有効活用していく。</u>	完了	B
○橋梁診断 (建設課：3-B)	橋梁長寿命化修繕計画を策定する。	H20完了 <u>後期計画期間において、橋梁長寿命化修繕計画に沿った適正な維持管理に努める。</u>	完了	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○主要幹線道路整備事業（国庫補助） （建設課：4-B）		下野市幹線道路網整備計画に基づき、優先順位などを勘案しながら、順次整備を進める。	継続	B
<<内訳>> 市道南1-2号線(0.30km)	延長 L=300m 幅員W=12.5m 薬師寺・小金井地内 道路新設	H24までに起業用地を確保し、H24～25で道路工事を行う。		
<<内訳>> 市道石2-17・2006・2007号線(1.5km) ⇒市道石2-17号線(0.5km)	延長 L=500m 幅員W=10.0m 上古山・下古山地内 道路改良	石2006・2007号線整備事業を分割。 H23完了予定を、1年前倒してH22完了。		
<<内訳>> 2006・2007号線(1.0km)	延長 L=1000m 幅員 未定 上古山・下古山地内 道路改良	石2-17・2006・2007号線整備事業から分割。 H24～25で起業用地確保、H25～27で改良工事予定。		
<<内訳>> 市道石6038号線(2.3km)	延長 L=2300m 東前原・中大領地内 歩道整備工事	H21で、経済危機対策臨時交付金事業、市道石6105号線他2路線歩道整備工事として実施、完了。		
<<内訳>> 市道国1-7号線(笹原)(0.55km)	延長 L=550m 幅員W=10.5～15.0m 笹原地内 道路改良	H23～25で起業用地を確保し、H25～26で改良工事予定。		
<<内訳>> 市道国2-13号線(0.86km)	延長 L=860m 幅員W=9.0m 関根井・笹原地内 交通安全施設工事(歩道設置)	H22完了		
<<内訳>> 市道国3009号線(2.1km)	延長 L=2100m 幅員 未定 小金井地内 道路改良	H24調査測量等に着手予定。		
○主要幹線道路整備事業（国庫補助） （建設課：4-C）		老朽化した橋梁の架け替えに関連して道路改良を行うもの。	継続	B
<<内訳>> 市道石1-5号線(0.90km)	延長 L=900m 幅員W=10.0m 下古山・下長田地内 道路改良・長田橋架け替え	H20～23で起業用地を確保、平行して長田橋架け替え、H22～24で道路改良。		
<<内訳>> 市道石2-22号線(0.81km)	延長 L=800m 幅員W=10.0m 上台地内 道路改良・東田橋架け替え	H23に調査測量設計等に着手、H24以降に一級河川姿川に架かる「東田橋」の架け替え工事に着手する。		
○主要幹線道路整備事業（国庫補助） （建設課：4-D）		下長田地区全体の整備を目的とした、まちづくり交付金事業により、幹線道路3本の整備、及び関連事業である水道管布設替を実施する。	継続	B
<<内訳>> 市道石1-4号線外2路線(2.65km) ⇒まちづくり交付金事業(下長田地区)	市道石1-4号線：L=1480m W=10.0m 道路改良 市道石1-6号線：L=520m W=10.0m 道路新設 市道石2-21号線：L=680m W=10.0m 道路改良	事業名称の変更⇒まちづくり交付金事業(下長田地区) 地区全体の計画について、H21～25の5年間で整備する。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○一般市道整備事業 (建設課：4-D)		下野市生活道路整備検討委員会の整備方針などにに基づき、優先順位などを勘案しながら、順次整備を進める。 「生活道路等整備事業」に名称変更する。	継続	B
<<内訳>> 市道南2-1号線他33路線(5.0km)	—	一般市道整備事業に統合		
<<内訳>> 市道南1-1号線(0.95km)	延長 L=950m 幅員W=8.0m 薬師寺地内 道路改良	第1期(JR宇都宮線、東側350m)H23完了予定 第2期(JR宇都宮線、西側150m)H23～26予定		
<<内訳>> 市道南74号線(0.44km)	延長 L=440m 幅員W=6.0m 仁良川地内 道路改良	H20完了		
<<内訳>> 市道石6030号線他14路線(5.0km)	—	一般道路整備事業に統合		
<<内訳>> 市道石2-15号線(0.50km)	延長 L=500m 幅員 未定 上古山地内 道路改良	宇都宮市内の圃場整備と関連して実施。H23着手、H24～25で用地を確保、H26～28で改良工事実施予定。		
<<内訳>> 市道石1008号線(0.11km)	延長 L=110m 幅員W=6.0m 上古山地内 道路改良	H24までに起業用地を確保し、H24～25で道路工事を行う。		
<<内訳>> 市道石4002・4003号線(0.47km)	延長 L=470m 幅員W=4.0～5.0m 石橋地内 道路改良	H22完了		
<<内訳>> 市道石5018号線(0.65km)	延長 L=650m 幅員W=4.0～5.0m 下石橋地内 道路改良	H21完了		
<<内訳>> 市道石6031号線(0.37km) ⇒市道石6030・6031号線(0.41km)	延長 L=410m 幅員W=4.0～5.0m 石橋地内 道路改良	H23完了予定		
<<内訳>> 市道国6045号線他22路線(5.0km)	—	一般市道整備事業に統合		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
<<内訳>> 市道国1-7号線(箕輪)(0.48km)	延長 L=480m 幅員W=8.0m 箕輪地内 道路改良	H21完了 ただし、壬生町へのアクセスまでは、要検討。	前頁<<内訳>>の続き	前頁<<内訳>>の続き
<<内訳>> 市道国2092号線他2路線(0.72km)	延長 L=720m 幅員W=6.0m 川中子地内 道路改良	H19完了		
<<内訳>> 市道国2185号線(0.40km)	延長 L=400m 幅員W=8.0m 柴地内 道路改良	用地協力を得られた箇所については、H23で完了予定。		
<<内訳>> 市道国3099号線他3路線(1.00km)	延長 L=1000m 幅員 未定 笹原地内 庁舎周辺道路整備	地元要望による改良要望路線であり、新庁舎へのアクセス道路になり得る路線である。庁舎の計画に併せ、進める必要があります。		
<<内訳>> 市道国4143号線(0.26km)	延長 L=260m 幅員W=6.0m 川中子地内 道路改良	H23完了予定		
<<内訳>> 市道国4186号線他1(0.22km)	延長 L=216m 幅員W=4.0~7.0m 川中子地内 道路改良	H23~24工事予定		
<<内訳>> 市道国5035号線(0.27km)	延長 L=270m 川中子地内 側溝整備工事	側溝工事のみH25完了予定		
<<内訳>> 市道南89号線(0.13km)	延長 L=130m 幅員W=7.0m 東根地内 道路改良	H22完了		
<<内訳>> 市道南151号線(0.40km)	延長 L=370m 幅員W=7.0~8.0m 磯部・東根地内 道路改良	H23完了予定		
<<内訳>> 市道南12号線(0.20km)	整備延長 L=200m 幅員W=6.0m 薬師寺地内 道路改良	H23に起業用地を確保、H24~25で改良工事予定。		
<<内訳>> 市道石5035号線(0.30km)	整備延長 L=300m 幅員 未定 石橋・小金井地内 道路改良	H21に一部用地確保。H24から調査測量設計に着手、H26完了を予定		
<<内訳>> 一般市道整備事業	①生活走路の整備の「芽だし」 ②単年度で完了する程度の軽微な新設改良 ③新設改良工事に伴う附帯工事の実施、起業用地の維持管理	①生活走路の整備の「芽だし」 ②単年度で完了する程度の軽微な新設改良 ③新設改良工事に伴う附帯工事の実施、起業用地の維持管理		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【人に優しい交通環境の整備】				
○小金井駅東歩道整備事業 (都市計画課：4-D)	市交通バリアフリー計画（3駅を中心とする地域のバリアフリー化計画）に基づき、市道国1-5号線の歩道の段差解消を図る。 (区間) JR小金井駅～下野小金井郵便局 (延長) 約240m	本事業については、平成18年から平成19年にかけて整備完了である。	完了	A
○石橋駅バリアフリー整備事業 (都市計画課：4-B)	市交通バリアフリー計画に基づき、石橋駅を含む周辺地区を整備するなかで、中核となる駅の利便性を高めるためエレベーター等を設置する。 H19～H22東・西口エレベーター設置、H20西口トイレ改修、H21東口街路灯設置	本事業については、平成22年度中に整備完了した。	完了	A
○自治医大駅バリアフリー整備事業 (都市計画課：4-A)	市の交通バリアフリー計画に基づき、自治医科大学病院の玄関口でもある自治医大駅の東・西口にエレベーター整備し、周辺道路のバリアフリー化を図る。 H23東口エレベーター設置 H24～H25西口エレベーター設置 H25～H26駅周辺道路のバリアフリー化	市内3駅のうち小金井駅と石橋駅には、自由通路東西口にエレベーターが設置完了するので、引き続き自治医科大学病院の玄関口でもある自治医大駅の東西口にエレベーター整備することは駅のバリアフリー化にかかすことはできない。	継続	B

3節 うるおいのある緑環境の整備

【公園・緑地の整備】				
○別処山多目的広場整備事業 (都市計画課：5-D)	駐車場不足の解消を図るとともに、多くの市民が利用しやすい多目的広場を整備している。 駐車場183台（内身障者用3台）、多目的広場4,943㎡、調整池2箇所、ベンチ3基、照明灯14基の整備	H20整備完了	完了	A
○公園の維持管理 (都市計画課：5-B)	都市公園を含む98公園内の樹木剪定等管理、施設修繕、清掃等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園を含む98公園内の樹木剪定等管理、施設修繕、清掃等の維持管理 公園は、市民の憩いの場・コミュニティ活動やスポーツの場として、市民の生活環境の向上に大いに寄与しており、また都市景観の向上や災害時の避難場所としての機能も持っていることから、市民が快適に利用できるよう、適切な管理は必要不可欠である。 	継続	B
○都市公園台帳の整備 (都市計画課：3-D)	市内約120箇所の公園について、旧3町で違いがあった台帳を統一するとともにデータベース化を行い、管理システムにより維持管理業務等の効率化、明確化を図る。また、統合型GISとの連携により情報を共有化し有効活用を図る。	本事業については、平成23年度中に整備完了する予定である。 後期計画期間において、台帳を有効活用していく。	完了	B
【自然環境の保全】				
○緑の基本計画の策定 (都市計画課：3-D)	都市空間と田園、集落の調和がとれたまちづくりを目指すため、都市計画マスタープランや環境基本計画に整合した公園・緑地の保全や緑化の推進に関する基本計画を策定する。	市の都市計画マスタープランや環境基本計画に整合した、公園・緑地の保全や緑化の推進に関する基本計画を策定するため資料収集を行う。	継続	C
○河川の管理 (建設課：2-B)			継続	B
<<内訳>> 河川管理	河川公園・サイクリングロードの除草清掃等を行う。	継続的管理事務	継続	B

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

1節 生涯健康のまちづくり

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【医療体制の整備】				
○救急医療体制の確保 (健康増進課：2-A)	初期救急医療は、小山地区医師会へ委託。夜間休日は、小山市市民病院内に休日急患センター、小山市保健福祉センター内に休日歯科診療所を開設している。(下野市、小山市、野木町の2市1町で負担金を拠出し運営している。)	市民の大病院志向が増長しているため、下野市、小山市、野木町の2市1町で、救急医療の体制を整備している。	継続	A
【健康づくりの推進】				
○母子保健 (健康増進課：2-A)				
《内訳》新生児訪問 ・こんにちは赤ちゃん事業(生後2～3か月児宅訪問) ・ケース対応会議(健康増進課・児童福祉課の保健師)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児を含む乳児及び産婦に対する保健指導を行う。様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供し、乳児の家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう育児不安の軽減を図るため、事業を助産師会に委託して実施している。	訪問結果について、月1回児童福祉課とカンファレンスを実施し支援方針を検討している(特定妊婦も含めて)。その結果、よりの確な支援に結びついている。		
《内訳》妊婦健康診査 ・計14回の妊婦健診の受診票を母子健康手帳とともに交付 1回目20,000円、8回目11,000円、11回目9,000円、その他5,000円助成	妊婦の健康管理と胎児の健康状態確認のために実施する妊婦健康診査の経済的負担軽減のため、医療機関及び助産院に委託して、14回分(上限95,000円/人)を助成する。また、県外医療機関等で受診した場合も、助成している。(償還払い)	母子の健康管理を行うため、妊婦の健康診査の補助を行なうため、H21年度から受診回数が5回から14回に増え、さらに健診項目も増え、補助額の増加もある。		
《内訳》先天性股関節脱臼検診 ・3～6か月児の股関節脱臼レントゲン検査、1件5,650円を助成	先天性股関節脱臼の早期発見と早期治療を行うため、股関節開排制限の有無や股関節周辺の診察と股関節レントゲン検診を、下野市内整形外科医療機関に委託して実施している。	検診率がよいので、この状態をキープしていきたい。		
《内訳》育児相談・学級 ・育児サロン「ポピーくらぶ」育児・栄養相談(月2回)	乳幼児期の親子を対象に、育児相談、栄養相談や親同士の交流を行い、育児不安の軽減を図り、楽しんで子育てができるよう、月1回きらら館で開催している。	参加者・支援が必要な児の数が増加している。また、平成22年度よりゆうゆう館でのリトミックを新設しているため参加者数が増加している。	継続	B
《内訳》育児相談・学級 ・育児サロン「ポピーくらぶ」リトミック・育児相談(月3回)	乳幼児期の親子を対象に、リトミックを通じて親子の交流や親同士の交流を行い、リトミック終了後には、育児相談や栄養相談等を実施し、育児不安の軽減を図り、楽しんで子育てができるよう、月1回、きらら館で、月2回ゆうゆう館で開催している。			
《内訳》 ・フレッシュパパママ教室レッスン1妊婦の経過と骨盤ケア(年4回) ・フレッシュパパママ教室レッスン2沐浴と栄養(年4回)	妊娠・出産・育児等についての理念及び実際上の知識を習得するため、また孤立しがちな母親通しの仲間づくりを援助するとともに、父親の育児参加の重要性と育児の意識向上を図ることを目的として、1学級3日間コースで実施している。 内容は、1日目骨盤体操、妊娠中の生活食事について 2日目は、お産の経過、父親の役割、パパの妊婦体験 3日目は、沐浴実習、産後のママの心と体、母乳栄養について	毎回ほぼ定員に達する程の参加者数である。 支援が必要と思われる妊婦の早期介入や、妊婦の地域での孤立防止のため、今後も引き続き実施していきたい。		
《内訳》親子教室 ・さくらんぼ教室、のびのび教室(毎月各1回ずつ)乳幼児健診で言語・行動等で継続支援要など親子の集団指導	乳幼児健康診査や相談の中で、言葉の遅れ、落ち着きがない、多動等の発達障害が疑われる児と保護者に対し、種々の課題を通して、関わりを体験的に学習し、発達面で気になる児の経過観察と必要により療育機関にスムーズにつながるよう支援している。	健診・育児相談等を通し、参加者数は増加している。 ここでの支援が適時、乳幼児発達二次健診・療育等につながっている。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○乳幼児健康診査 (健康増進課：2-A) 《内訳》4か月児健康診査(月1回)	母子保健法の規定に基づき、母性並びに並びに乳児の健康の保持増進を図るため、健康診査を実施する。内容は、問診、身体計測、医師による診察、離乳食指導、予防接種指導、事後指導を実施している。	乳幼児健診は、乳幼児の成長発達の確認をするばかりではなく、育児不安に対する相談や福祉サービスについての情報提供を図りながら、児童虐待の予防と早期発見と早期対応、またDV等の相談支援を行なうため、児童福祉課と密に情報交換しながら連携し実施している。	継続	B
《内訳》9か月児健康診査(月1回) ブックスタート事業あり	母子保健法の規定に基づき、母性並びに並びに乳児の健康の保持増進を図るため、健康診査を実施する。内容は、問診、身体計測、医師による診察、離乳食指導、予防接種指導、ブックスタート(読み聞かせ事業、絵本を手渡す。)、事後指導を実施している。	近隣との交流もなく孤立し、相談相手がいない保護者や育児体験がないため、育児力が低い人も見られ、子供の状況や環境が変わるたびに混乱する母親も多くなってきている。その支援を細やかにしていくことが、児童虐待防止に役立っていると考ええる。		
《内訳》1歳6か月児健康診査(月1回) 歯科健診・指導あり	母子保健法の規定に基づき、母性並びに幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査を実施する。内容は、問診、身体計測、医師による診察、歯科検診、ブラッシング指導、栄養指導、予防接種指導、心理個別相談、事後指導を実施している。			
《内訳》3歳児健康診査(月1回) 歯科健診・指導あり 尿検査あり	母子保健法の規定に基づき、母性並びに並びに乳児の健康の保持増進を図るため、健康診査を実施する。内容は、問診、尿検査、身体計測、医師による診察、歯科検診、ブラッシング指導、栄養指導、予防接種指導、心理個別相談、事後指導を実施している。			
《内訳》乳幼児発達二次健診(年6回) 乳幼児健診等で、発達で所見のあった児について医師、心理職、言語療法士、作業療法士等の専門職による相談支援。	心身に発達の遅れがあると認められる乳幼児または疑いのある児及びその保護者に対し、小児科医師、心理職、言語療法士、作業療法士等により、健診及び相談を実施し、適切な医療や福祉サービス並びに療育指導に繋げられるよう支援するため、年6回実施している。	健診・親子教室等での支援から、対象者、受診者とも増加している。必要時、リハビリ・療育等につながっている。		
《内訳》5歳児健康相談(通年) 就学前の保護者問診・園問診を元に園観察を実施。発達に課題がある児を更に発見し、就学・社会生活が円滑に送れるよう支援。	3歳児健康診査までに発見されなかった高機能発達障害児や子供の持つ特性により、集団生活に支障をきたすと予測される児の発見のため、市内幼稚園・保育園、教育委員会等の連携の下、保護者へのアンケート調査と施設側へのアンケート調査、集団場面の観察から、療育機関や心理相談、就学相談等に繋げるよう支援している。	受診率は大きく変化していないが、実施結果により個別心理相談・二次健診につながるケースは増加している。保育園・幼稚園との連携も強化されている。		
○歯の健康づくり (健康増進課：2-A) ・フッ素塗布、歯科相談、健康教育	幼児及び小学1、2年生の児童を対象に、虫歯に対する資質の抵抗性を高めるため、フッ化物歯面塗布を実施し、保護者に対しては歯科相談を行うとともに、虫歯予防に対する意識向上のため、ブラッシング指導の健康教育を、年間3回実施している。	小山歯科医師会主催及び下野市単独事業でフッ素塗布を実施している。平成21年度は新型インフルエンザの影響で市単独事業は見合わせた。幼児の歯科保健施策は継続し実施している。そのため平成22年度からは永久歯の虫歯予防対策強化のため、対象者を小学1、2年生まで拡大し、対象者が参加しやすいように、夕方や日曜日に実施し、小学1、2年生が約530人参加しており、永久歯予防対策として新たな対象者への啓発活動及び予防処置ができた。	継続	B
○思春期保健 (健康増進課：3-A) ・各小中学校での思春期保健教育(通年) 将来、妊娠・出産・育児にかかわる児童とその保護者を対象に思春期の健康教育を実施し、児童の心身の発達支援と健全育成を目指す。	市内の小中学校の生徒と国分寺特別支援学校の高等部生徒を対象に命の大切さ、性教育、禁煙指導等について、正しい知識の普及啓発とともに、自己肯定感を高めるよう支援するため、各学校年1回実施している。	市内小中学校ほぼ全校で実施している。内容についても検討を重ね、充実を図っている。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○青年期生活習慣病の予防 (健康増進課：2-A)	生活習慣病の発症年齢が若年化しており、予防策が重要となっている。20歳から39歳を対象に血液検査（貧血・総コレステロール・善玉コレステロール・中性脂肪・ヘモグロビンA1C等）・血圧測定等を実施している。また、市内小5小6全員に血液検査を実施している。	青年期生活習慣病は、集団検診にて実施。対象者は年々減少しているが、受診者は増加している。若年層の生活習慣病に対する関心が高まっている。小児生活習慣病は各小学校において実施。小児生活習慣病については、高コレステロールの値を15%以下にすることを目標としているが、平成22年度においての検査結果は2学年平均11.1%であった	継続	B
○予防接種 (健康増進課：2-A) ※個別通知と接種時期が異なるため、接種者数の値が大きい場合がある	予防接種法に定められた定期の予防接種等を実施することで、結核や麻しん、風しん、小児まひ等の感染症のまん延を防止し、病気の発病、重症化の予防を図っている。			
《内訳》DPT第1期初回第1から3回目 ・ジフテリア、百日せき、破傷風の予防		回を追うごとに接種率が若干下がるものの、90%台なので、このまま維持していきたい。		
《内訳》DT ・ジフテリア、破傷風の予防		集団接種を実施していた時期（本来、予防接種は個別接種につき廃止となった。MR3期は特例）と比べると接種率が下がるが、就学前健診等も利用し、接種率の向上に努めていきたい。		
《内訳》ポリオ第1回目・第2回 ・急性灰白髄炎（小児まひ）の予防 (生ワクチン)		集団接種で年9回実施している。（1回目と2回目の接種間隔を41日以上あけることになっているため年9回が限度） 生ワクチンということもあり、接種者が多少限定されるが、接種期間が7歳半までと長いので、可能な限り接種していただくよう案内していきたい。		
《内訳》日本脳炎第1期初回第1回 ・日本脳炎の予防		旧ワクチンの予防接種後副反応に問題があった為、積極的勧奨が差控えられていた（期間：H17.5～H22.3） 新ワクチンでH22から段階的に積極的な勧奨を行うため、徐々に接種率を上げて行きたい。ワクチンの流通量に限りがあるため、国の方針に従って勧奨することになる。	継続	A
《内訳》日本脳炎第1期初回第2回 ・日本脳炎の予防		H22は3歳児の第1期のみ積極的勧奨をする。対象外のお子さんには、個別通知（積極的勧奨）ができないが、接種できることを広報誌とホームページで周知した。 （新ワクチンは安全性や供給実績等から積極的な勧奨を行う段階に至ったものと判断された。旧ワクチンはH22.3.9有効期限を迎えたため使用されることはない。）		
《内訳》日本脳炎第2期 ・日本脳炎の予防		第2期は、H22.3.9から使用可能なワクチンがなかったが、H22.8.27省令改正で指定された。 希望者は接種できるが、ワクチンの流通量に限りがあり第1期を優先させることになっているため、行政から個別通知（積極的勧奨）はできない。		
《内訳》MR第1期 ・麻しん、風しんの予防（生ワクチン）		年々接種率は向上してきているが、H24までに麻しんを日本から排除することを目標とした「麻しん排除計画」により、95%を目指して行きたい。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
《内訳》MR第2期 ・麻しん、風しんの予防（生ワクチン）		該当年齢の抗体保有率が低いため、H20から5年間実施。接種率は向上してきているが、麻しん排出国日本（先進国にもかかわらず）の汚名挽回のため、接種率95%を目指して行きたい。H22から予防接種委員会により3期を各中学校で集団接種している。	前頁《内訳》の続き	前頁《内訳》の続き
《内訳》MR第3期 ・麻しん、風しんの予防（生ワクチン）				
《内訳》MR第4期 ・麻しん、風しんの予防（生ワクチン）				
《内訳》BCG ・結核の予防（生ワクチン）				
《内訳》高齢者インフルエンザ ・インフルエンザの予防				
○結核予防対策 （健康増進課：2-A）	小山広域保健衛生組合が検診バスにより市内各地を巡回し、間接レントゲン撮影を実施している。6月・・南河内地区、8月・・国分寺地区、9月・・石橋地区において実施。なお、会場は各地区の公共施設（自治会公民館）等において実施している。	65歳以上の市民を対象として実施している。結核健診の受診率は横ばい状態であるが、平成22年度からがん検診受診料を無料化したことにより、結核健診を兼ねた肺がん検診を受診する対象者が増えている。平成23年度からは、肺がんの個別検診を追加して、受診者の利便性を図っている。	継続	B
○がん対策 （健康増進課：2-A）		全体的に受診率が向上している。		
《内訳》胃がん検診	40歳以上の市民を対象に集団検診にて実施している。	受診率が向上している。	継続	A
《内訳》肺がん検診	40歳以上の市民を対象に集団検診にて実施している。	受診率が向上している。		
《内訳》大腸がん検診	40歳以上の市民を対象に集団検診・個別検診にて実施している。	受診率が向上している。		
《内訳》前立腺がん検診	50歳以上(男性)の市民を対象に集団検診・個別検診にて実施している。	受診率が向上している。		
《内訳》子宮頸がん検診	20歳以上(女性)の市民を対象に集団検診・個別検診にて実施している。	受診率が向上している。		
《内訳》乳がん検診	40歳以上(女性)の市民を対象に集団検診・個別検診にて実施している。 検診内容は、マンモグラフィ・超音波。 ※なお、35歳から39歳については、超音波のみの検査を集団検診において実施している。 また、乳がんクーポン対象者（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）については、集団検診・個別検診のいずれかにて実施している。	受診率は横ばいであるが、新規の受診者が増加している。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○老人保健 (高齢福祉課：2-A)	平成20年度より従来老人保健事業として実施していた事業を健康増進事業として位置づけて、健康しもつけ21プランを推進している。	高齢福祉課・社会福祉課・健康増進課 健康しもつけ21プランに基づき事業を実施している。 後期基本計画期間において、健康しもつけ21プランに基づき施策を推進していく。	完了	B
○食生活改善推進員の育成 (健康増進課：3-A)	食生活改善推進員養成講座(20時間)1コースを実施。健康づくりについて理解、食生活改善推進員の役割を学ぶ。講座内容は、栄養の基礎知識・調理実習をはじめ、会員になった後、スムーズに活動ができるように心理職によるコミュニケーションについての講座を設けている。	受講者数にバラつきはあるが、確実に会員(ヘルスメイト)となり活動に結びついている。	継続	B
○特定不妊治療の助成 (健康増進課：5-B) ・特定不妊治療を行った夫婦に対する助成	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため、栃木県の助成を受けた夫婦に対し、県助成額を控除した額について、1回10万円、通算10回を超えない範囲で助成している。	当市には県特定不妊治療指定医療機関があり、恵まれた環境といえる。潜在利用者に向け、広報誌等でPRしていきたい。	継続	B
【健康づくり施設】				
○ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館 の管理運営 (社会福祉課：5-C)	年間を通して利用できる施設として、地域住民の健康増進、人と人との交流、安らぎの場を提供することを目的として、入浴施設をはじめ、検診室、トレーニングルーム、研修室等を有しており、保健センター、福祉センターとしての施設の円滑な管理運営を行っている。	年々利用者数が減少してきたが、今後は横ばい傾向になると推移される。 【評価のコメント】 指定管理者制度導入等に向けた取り組みが不十分であった。	継続	C

2節 支えあいのまちづくり

【児童福祉・子育て支援】

○児童手当・子ども手当 (児童福祉課：2-A) H21までは児童手当、H22からは子ども手当に制度が変更された。	次代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上を目的とし、15歳到達の年度末まで(中学校3年生修了まで)の子どもを養育している方に手当を支給している。	子ども手当(国の制度) 中学校修了前までの児童がいる世帯へ支給	継続	B
○児童扶養手当 (児童福祉課：2-A)	父又は母と生計を同一にしていない父又は母が障害の状態にあり生計を同一にしていないなどの状況にある18歳到達最初の3月31日までにある児童を監護する者に対し、所得制限を行うなど一定の範囲内で手当を支給している。	母子家庭及び父子家庭への支給 (国の制度)	継続	B
○遺児手当 (児童福祉課：2-B)	両親若しくは父又は母のいずれかを亡くした15歳到達後最初の3月31日までにある児童を監護している者に対して支給される。	遺児家庭への支給し、児童の健全な育成を図る。 遺児1人当たり3,000円/月 (県の制度)	継続	B
○こども医療費助成 (保険年金課→社会福祉課：2-A)	出生又は転入から中学校3年生(15歳到達後、最初の3月31日)までの児童に対して、医療機関等で受診した際の保険診療分の自己負担額を助成している。	平成21年度から対象者を中学校3年生まで拡大したこともあり、助成件数は増加の傾向である。(前年比；助成件数10%増、扶助費19%増)	継続	B
○ひとり親家庭医療助成 (保険年金課→社会福祉課：2-A)	満18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方のうち配偶者のいない方とその児童に対して、医療機関等で受診した際の保険診療分の自己負担額を助成している。	平成21年度から自己負担額(500円)を廃止したこともあり、助成件数は増加の傾向である。(前年比；助成件数21%増、扶助費17%増)	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○妊産婦医療費助成 (保険年金課→社会福祉課：2-A)	妊産婦が医療機関等で受診した際(妊娠届出がされた月の初日から出産した翌月末日までの期間)の保険診療分の自己負担額を助成している。	平成21年度から自己負担額(500円)を廃止したこともあり、助成件数は増加の傾向である。(前年比;助成件数6%増、扶助費は横ばい)	継続	B
○育児支援家庭訪問⇒養育支援訪問 (児童福祉課：2-A)	こんにちは赤ちゃん事業等で把握した要支援家庭や虐待通告があり定期的な支援や見守りが必要な家庭に対し、保健師等が訪問して育児・専門的技術の指導及びヘルパー等により家事援助を行っている。このことにより、適切な養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上をさせ、児童虐待の未然・再発防止を目指している。	出産直後から育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭を把握し訪問指導することにより、児童虐待の未然防止、再発防止をする。	継続	B
○生後4か月までの全戸訪問 (児童福祉課：2-A)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師等が家庭訪問して育児不安の軽減を図り、児童虐待を未然に防止している。	4か月乳児検診までに、助産師等が訪問して、母子相談、養育環境の把握及び助言を行い、虐待の未然防止を図っていく。	継続	B
○児童家庭相談 (児童福祉課：2-A)	児童福祉の向上、児童虐待防止の推進等を目的に、また、家庭における児童養育の適正化を図るため相談指導業務を行っている。	児童相談(特に虐待事例)は家庭等に複雑・多様な問題を抱えている場合が多く、その解決には様々な機関との連携体制の構築が必要である。市では、要保護児童の早期発見と適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を代表者会議(年2回)と実務者会議(年4回)に分け、要保護児童の実態把握と問題点の把握に努めている。なお、協議会には、医師会、警察等多くの関係機関による情報の交換がなされており、早期解決を図れるよう各関係機関との連携強化に取り組んでおります。また、11月の「児童虐待防止月間」には、オレンジリボンキャンペーン等により児童虐待防止の周知に努めております。	継続	B
○こども発達支援センター「こぼと園」の運営 (社会福祉課：2-B)	2歳から6歳までの未就学児の療育指導(グループ指導、個別指導)、小学生(1年から6年)の療育指導(個別指導)、言語聴覚士、作業療法士、心理士などによる専門的指導、母親支援業務等。	未就学児、小学生の支援が必要な児の数が増え、療育の必要性が重視されていることも、要因し、契約児童数が年々増加している。	継続	B
○地域子育て支援センターの運営 (児童福祉課：3-A) 子育て支援センター「ゆりかご」はあおば保育園に委託している。 子育て支援センター「つくし」は市の直営で実施している。	子育て支援事業の特別活動や定例活動により、子育て中の保護者及び子どもたちを対象に研修会、講習会を開催している。 遊びを通して、育児の大切さや楽しさを知ってもらい、子育て相談や乳幼児施設の情報を提供しながら、保護者同士の交流を図っている。 育児相談に対しては、保育士の専門的知識、安全と衛生面についての相談を受け育児の不安等を解消している。	育児の相談指導をする。子育て家庭の育児支援、子育て支援の情報の発信及び提供。	継続	B
○子育てサロン (児童福祉課→健康増進課：3-B)	母子保健の《内訳》育児相談・学級の育児サロン「ポピーくらぶ」育児・栄養相談(月1回)及び《内訳》育児相談・学級の育児サロン「ポピーくらぶ」リトミック・育児相談(月3回)を参照。	母子保健の《内訳》育児相談・学級の育児サロン「ポピーくらぶ」育児・栄養相談(月1回)及び《内訳》育児相談・学級の育児サロン「ポピーくらぶ」リトミック・育児相談(月3回)を参照。	継続	B
○保育園の運営 (児童福祉課：3-C)	就労などの理由で、日中保護者が保育できない乳幼児を保育園で預っている。	国の制度に基づき実施している。	継続	B
○保育園広域保育委託 (児童福祉課：3-A)	保護者の就労等により、常時保育に欠ける乳幼児について預かる民間保育所及び市外の保育所に対し、運営費を負担している。	国の制度に基づき実施している。	継続	B
○保育園特別保育の推進 (児童福祉課：3-A)	延長保育、一時預り保育、1歳児担当保育士増員など、一定水準の保育を維持するため、民間認可保育園に対し助成している。	国、県の制度に基づき実施している。	継続	B
○認可外保育施設の支援 (児童福祉課：3-B)	民間育児サービス(認可外保育施設)を利用する保育に欠ける乳幼児に対し一定水準の保育を確保するために施設に助成している。	県独自の要綱に基づき実施している。	継続	B
○病気回復期乳幼児一時預かり (児童福祉課：3-D)	病気回復期の子どもを預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援している。	国、県の制度に基づき実施している。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○学童保育室整備 (児童福祉課：4-B)	最近の経済情勢により、両親が就労等で学童利用児童が増加しており学童保育室の大規模化が起きている。このようなことから、随時学童保育室を整備して行くことにより、児童の生活の場として安全安心を考え、児童の健全な育成を図っている。	H20には、薬師寺小学学童保育室及び細谷小学学童保育室新築する。 H22には、大規模化している石橋小、古山小のを学童保育室を学校の余裕教室等を利用して第1、第2学童保育室に分割する。 H23には、石橋北小学学童保育室を学校敷き地内に移動し、新築する予定。 H24以降には、大規模化している国分寺駅西児童館学童及び国分寺東児童館学童並びに吉田西小と順次整備したい。	継続	B
○学童保育 (児童福祉課5-C)	保護者が就労等により昼間家庭にいないことで、保育指導を受けられない児童の安全を確保し、遊びを通して児童たちを健全育成する場として学童保育室を公設公営により実施している。	学校区単位で学童保育を今後も実施していく。 現在、3地区で12学童保育を実施。	継続	B
○児童館の運営 (児童福祉課：5-C)	児童の健全な遊び等を提供し、心身の健康を増進し情操をゆたかにし、自ら創造する力を育成するとともに、安全に関するいろいろな体験の場を提供し、児童の健全な育成を図っている。	市内5館の児童館を運営、児童の心身の健康を増進し情操を豊かにし、創造する力を常に育成する。	継続	B
○(仮称)石橋児童館複合施設整備 (児童福祉課：4-C)	老朽化及び狭隘のため建て替えをする。また、石橋地区に子育て支援センターが未設置のため、建設に当たり両施設を一体的に整備することとしている。	石橋児童館においては、市街地の中心地にあり児童の行き来が便利であるため、現石橋庁舎の今後の利活用により検討する。 【評価のコメント】 施設整備への検討等の取り組みが不十分であった。	継続	C
【障害者福祉】				
○重度心身障害者医療費助成 (社会福祉課：2-A)	重度の心身障がい者に対して、医療機関等で受診した際の保険診療分の自己負担額を助成している。	平成21年度から自己負担額(500円)を廃止したこともあり、助成件数は増加の傾向である。(前年比；助成件数は横ばい、扶助費3%増)	継続	B
○障害者地域生活支援 (社会福祉課：3-A)	市町村事業として、下記内訳の事業及び任意事業として障がい者が利用しやすいよう自動車の改造費、運転免許取得費、成年後見人申立て費用についても助成を行っている。	制度開始から5年が経過。市障害者福祉計画に基づき利用見込数に準じて増加傾向にある。利用実態から制度の見直しが必要と考える。 【評価のコメント】 障がい者への生活支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
《内訳》相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を市障がい者相談支援センターにて行っている。	H21年度に障害者相談支援センターを設置、専門員1名配置し当事者及び保護者等から様々な相談に応じている。相談は年々複雑多様化、増加傾向にあるため、関係機関と連携し事業の充実に努めている。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
《内訳》コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っている。	学校行事や通院等のほか、研修会や結婚式等幅広い分野への手話通訳依頼に対応するため、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託し事業の充実に努めている。	前頁《内訳》の続き	前頁《内訳》の続き
《内訳》日常生活用具給付事業	重度の身体・知的・精神障がい者・障がい児に対し、手すり、スロープ等の日常生活用具の給付を行っている。	対象者の多くは大腸等疾患のため生涯にわたりストマー装置を必要としており、今後も増加傾向にある。		
《内訳》移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行っている。	利用者の多様なニーズに対応するため、事業の見直しが必要となっている。		
《内訳》地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを設置し、障がい者等に対し創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を行っている。	なのはなについては、狭隘なためH22年度中に生涯学習センター1Fへ移転。すみれについては、老朽化のため雨漏りや耐震等課題が多く安全確保が困難な状況から、移転を視野に検討する必要がある。		
○障がい者自立支援事業 (社会福祉課：3-A)	障がい者・児への介護給付（居宅介護、生活介護、共同生活介護等）、訓練等給付（施設への通所・入所等）のサービス提供を行っている。	サービスを必要とする障害者等が増加する中、ニーズに応じて多様なサービスが提供できるよう、法律の改正等国の動向を見極めながら事業の充実に努めている。 【評価のコメント】 障がい者自立支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○障がい者給付事業 (社会福祉課：2-A)	常時介護を必要とする重度障がい者・児に対し、特別障害者手当等の支給、心臓ペースメーカー埋め込み・血液透析・腎臓移植等の医療費の助成、体の不自由な方への補聴器・車いす・装具等の給付費の助成を行っている。住宅の改造については、平成19年度をもって県補助事業の廃止にともない、上記日常生活用具給付事業において、段差解消・手すりの取付等の改修費について助成を行っている。	常時介護を必要とする重度の障害者等が増加しているため、制度の周知を図りながら事業の充実に努めている。 【評価のコメント】 障がい者への給付の取り組みについて、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○福祉作業所の育成 (社会福祉課：3-C)	平成20年度まで、福祉作業所として支援してきたが、平成21年度より、障がい者自立支援法に基づき地域活動支援センターへの移行をもって廃止とした。	地域活動支援センターへの移行をもって、福祉作業所を廃止した。 後期計画期間において、地域活動支援センターとして育成していく。	完了	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【高齢者の生きがいづくりと自立支援】				
○高齢者保健福祉計画の策定 (高齢福祉課：3-B)	平成24年度から平成26年度までの3ヶ年を計画期間とした下野市の高齢者保健福祉計画を策定することとしている。	平成20年度に平成21～23年度までの計画策定済み 平成23年度に平成24～26年度までの計画策定	継続	B
○地域包括支援センターの運営 (高齢福祉課：3-B)	地域包括支援センターは、市内に3箇所（いしばし、こくぶんじ、みなみかわち）設置。高齢者が住み慣れた地域で元気に、快適に生活できるよう、相談事業や介護予防事業などの運営を行っている。	地域包括支援センターは地域の中核機関として、相談や介護予防の支援を図る。	継続	B
○介護負担軽減対策 (高齢福祉課：2-A)	低所得等による生計が困難である者の介護保険サービス利用者負担を軽減するため、社会福祉法人等における介護サービスの減額を行っている。	低所得等により生計が困難な方に対し、利用者負担の軽減を図るとする社会福祉法人等の申請により利用料の助成を行っている。 介護保険サービスの利用促進を図っていく。 【評価のコメント】 介護負担軽減対策の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○緊急ショートステイ (高齢福祉課：3-A)	不測の事態が生じた高齢者等を緊急一時的に、養護老人ホームショートステイさせている。	高齢者等に不測の事態が生じ、在宅での生活が困難になった場合、緊急一時的に養護老人ホーム等でのショートステイを提供した。当該高齢者等の安全を確保し、生活の助長、心身の機能の回復が図られた。	継続	B
○ねたきり老人等介護手当 (高齢福祉課：2-B)	在宅の寝たきり高齢者及び認知症の方と同居して介護している方に、月額3,000円を支給している。	市ホームページや福祉ガイドブック、地域包括支援センター、民生委員による周知により新規申請者は年々増加しているが、年度途中の死亡、入院、転出等により、総数に大幅な増はみられない。 市の在宅福祉事業の重要な施策として、今後も事業を推進していく必要がある。 この事業により、在宅での介護を支援するとともに、在宅介護の継続が図られ、介護保険料の抑制に努めている。	継続	B
○ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付 (高齢福祉課：3-B)	在宅や入院などで常に紙おむつ等を使用する高齢者等に、紙おむつ購入券（月額3,000円）を支給している。	寝たきり高齢者及びその家族に対して経済的支援を行うことにより、福祉の向上と在宅介護の推進を進めた。また、介護保険料の抑制に努めている。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○生活支援型ホームヘルパー派遣 (高齢福祉課：3-D)	介護保険の対象外で、日常生活の不安のある在宅の高齢者及び入院中で身寄りのない高齢者にホームヘルパーを派遣し、必要な生活支援を行っている。	ホームヘルパーが訪問し、必要な生活支援サービスを提供することにより、要介護に陥ったり、身体状況の悪化を防止が図られ、介護保険料の抑制に努めている。 入院中の利便を図るため、必要な支援を行っている。	継続	B
○日常生活用具の給付 (高齢福祉課：3-B)	被保護世帯及び非課税世帯で、日常生活に不安のある概ね65歳以上の高齢者に日常生活用具（電磁調理器等）を給付及び貸与している。	日常生活用具の給付により、在宅生活の継続が進め介護保険料の抑制が図られる。 【評価のコメント】 日常生活用具給付の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○生きがい活動の支援 (高齢福祉課：3-B)	要介護認定者を除く、家の閉じこもりがちな高齢者（概ね60歳以上）を対象にデイサービスセンターによるサービスの提供を行っている。	利用者数は変わらないが、この事業を行なうことにより、引きこもりによる高齢者等の状態の悪化や認知症の発症による介護サービスの利用者の拡大が抑えられている。 【評価のコメント】 生きがい活動の支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○寝具の洗濯乾燥消毒 (高齢福祉課：3-B)	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯の方を対象に、寝具の洗濯、消毒乾燥を行い衛生的で快適な生活環境を提供している。	利用者は変わらないが、事業を行うことにより身体的・精神的負担の軽減並びに健康面及び衛生面の向上が図られている。 【評価のコメント】 寝具の洗濯乾燥消毒の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○安否確認及び緊急通報装置の配置 (高齢福祉課：3-B)	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方等で体調等に不安を感じている方に、安心した生活の確保及び精神的不安の解消のため、機器の貸与を行っている。	利用者数は変わらないが、安心した日常生活の確保と精神的な不安の解消が図れる。また、自宅での孤独死の防止と早期発見が図られる。 【評価のコメント】 高齢者等への安否確認等の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○徘徊高齢者位置確認サービス (高齢福祉課：3-B)	徘徊行動の見られる概ね65歳以上の認知症高齢者及び所在不明になる恐れのある障がい者等の居場所を早期に発見し、安全確保するための機器を貸与している。	利用者数は変わらないが、家族等に対して、高齢者等が徘徊したその位置を速やかに連絡するサービスを提供することにより、高齢者の事故を防止し、家族等が安心できる介護環境を整備していく。 【評価のコメント】 徘徊高齢者位置確認サービスの取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○配食サービス (高齢福祉課：3-C)	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、昼食時に週3回の配食サービスにより、安否確認及び身体的、精神的負担の軽減を図っている。	利用者数は変わらないが、事業を行うことにより、食事の確保と安否確認を行い、栄養面の改善により健康を維持し在宅生活が助長される。	継続	B
○食の自立支援 (高齢福祉課：3-A)	栄養状態等の低下している、又はそのおそれのある高齢者に対し、栄養士による家庭訪問個別指導を実施している。また、個別指導で低栄養状態が改善されない方に対し、栄養強化したバランス食を配食している。	要介護状態及び虚弱状態にならないため、栄養士による個別指導、低栄養のバランス食を提供している。それにより改善が図れた。 【評価のコメント】 食の自立支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○ふれあいサロン (高齢福祉課：3-B)	公共的施設（公民館等）を活用して、特定のボランティアの協力を得て、引きこもりがちな高齢者に外出を促し、健康づくりと認知症の予防を支援するため、居場所づくりとしてサロンを開設している。（茶話会、ゲーム、歌など）	引きこもりがちな高齢者の外出支援を促し、健康づくりと認知症の予防を図っている。今後も高齢者の居場所づくりとして設置を拡大していく。	継続	B
○通所型介護予防 (高齢福祉課：3-B)	運動、栄養状態、口腔機能等の機能低下している、又はそのおそれのある高齢者に対し、運動機能向上等の集団教室を実施することにより、要介護状態に陥ることを予防し、自立した生活の確立と精神的意欲の活性化を図っている。	介護予防事業の実施により、要介護状態に陥ることを予防し、自立した生活の確立と自己実現を図れる。 【評価のコメント】 通所型介護予防の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○高齢者筋力向上トレーニング (高齢福祉課：3-B)	運動、栄養状態、口腔機能等の機能低下している、又はそのおそれのある高齢者に対し、その対象者の状態に合わせプログラムにより個別の筋力トレーニングを実施することにより、要介護状態に陥ることを予防し、自立した生活の確立と精神的意欲の活性化を図っている。	介護予防事業の実施により、要介護状態に陥ることを予防し、自立した生活の確立と自己実現を図る。 【評価のコメント】 高齢者筋力向上トレーニングの取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合												
○福祉タクシー券の給付 (高齢福祉課：5-C)	通常の交通機関を利用することが困難な方や80歳以上の高齢者及び障がい者の外出の支援を行う。タクシー券（基本料金分）を月3枚交付している。	H23年度10月からデマンド式交通網試行される。 H24年度からデマンド式移行(障がい者は除く) 【評価のコメント】 福祉タクシー券給付の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C												
○老人クラブ活動の支援 (高齢福祉課：5-B)	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの育成を図ることにより、在宅でひきこもりな高齢者が、仲間と楽しく活動しながら、地域への社会奉仕、教養講座、健康づくり等のしく地域でいつまでも自分らしく生活できるよう支援している。	社会福祉協議会と連携をとりながら、新規会員の増員に努めている。 また、敬老会等で老人クラブへの勧誘チラシを配布し周知に努めながら、老人クラブにおける高齢者の健康づくり活動やボランティアをはじめ地域活動などに支援している。 【評価のコメント】 老人クラブ活動への支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C												
○シルバー人材センター運営支援 (高齢福祉課：5-B)	高齢者が仕事を通じて社会奉仕活動を行い、自己の生きがいの充実や社会参加の機会づくり等の活動支援を行っている。	国・市の補助金にて、健全な組織運営を図っている。高齢者雇用の確保により、高齢者の生きがいがづくりと健康の維持・増進を促進する。	継続	B												
【生活保護】																
○生活保護対策 (社会福祉課：2-A)	日本国憲法25条に基づき、生活に困窮する国民に対して困窮の度合いに応じた保護を行い、最低生活を保障し、自立できるよう援助を行っている。	保護率（人口千人当たりの被保護者数）は、市合計及び県合計より低いものの、近年の伸び率は上回っている。 統計からみた保護率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>下野市</th> <th>県内合計</th> <th>県内市合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年3月</td> <td>5.71%</td> <td>9.67%</td> <td>10.19%</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月</td> <td>4.88%</td> <td>8.57%</td> <td>9.56%</td> </tr> </tbody> </table> 【評価のコメント】 生活保護対策の取り組みについては、市民の視点に立った施策展開が必要である。		下野市	県内合計	県内市合計	平成23年3月	5.71%	9.67%	10.19%	平成22年3月	4.88%	8.57%	9.56%	継続	C
	下野市	県内合計	県内市合計													
平成23年3月	5.71%	9.67%	10.19%													
平成22年3月	4.88%	8.57%	9.56%													
【地域福祉の充実】																
○社会福祉協議会の運営支援 (社会福祉課：3-B)	地域における民間福祉活動の推進とボランティア活動の振興のため、中心的役割を果たしている社会福祉協議会に対して、運営費の一部を補助している。	地域福祉の推進を図るうえで、中核的役割を果たし、今後、地域福祉活動計画を策定予定で、ますます重要性が増してくる。	継続	B												
【特定疾患福祉給付】																
○特定疾患患者福祉手当 (社会福祉課：2-B)	特定疾患の認定を受けている方へ月額2,500円の手当を給付している。	特定疾患を持っている対象者は微増傾向にあり、継続的な支援に努めている。 【評価のコメント】 特定疾患患者福祉手当の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C												

3節 保険・年金の充実

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【保険・年金の充実】				
○国民健康保険特別会計繰出金 (市民課：2-B)	国民健康保険の健全で安定的な運営を図るため制度化されている保険基盤安定、職員の給与等、出産育児一時金など財政化安定支援事業にかかる繰出金を国民健康保険特別会計に繰出している。	年々医療費は伸びており、国民健康保険の健全で安定的な運営を図るためには、制度化されている繰出金の支出が不可欠である。	継続	B
○老人保健特別会計繰出金 (社会福祉課：2-B)	老人保健会計を運営するため、一般会計から繰り出している。	平成20年3月末で老人保健制度は終了し、特別会計による清算事務は平成22年度で終了。	継続	B
○介護保険特別会計繰出金 (高齢福祉課：2-B)	介護保険法の規定に基づき介護(予防)サービス利用者の給付費、地域支援事業費、介護認定事務費、保険料徴収事務費など介護保険事業に必要な費用負担を行っている。	高齢化の進行に伴い、要介護(要支援)認定者数も増えており、介護給付費の増加により繰出金は増え続けている。	継続	B
○国民年金制度の啓発・相談サービス (市民課：2-A)	年金制度の役割について広く市民へ周知するとともに、市民が気軽に相談できるよう年金相談室の充実を図っている。	市民の年金制度に対する質問、相談は多く、より市民が気軽に相談できるよう年金相談室の充実に努めている。	継続	B

4節 消費生活の向上

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【消費生活の向上】				
○下野市消費生活センターの運営 (生活安全課：5-B)	日々新たな消費者トラブルは発生し、複雑化する消費者問題に対して、消費生活センターを開設することで、市民の身近な消費者相談活動に取り組み、トラブル解決に努めている。 開設日 月曜から金曜日 午前9時から午後5時まで 電話での相談も受けている。	平成22年度より消費生活センター業務時間を1時間延長し相談業務を行ない相談業務の強化に努めている。また、平成22年度に第1回消費者まつりを実施し消費者の意識改革推進に向け取り組み、また児童消費者金融教育講座を実践し始め児童期からの金融教育の重要性を認識させることに取り組んでいる。	継続	B
○消費者団体の活動支援 (生活安全課：5-B)	生活友の会は、発足30年以上経過し、会員数83名で、日々消費者活動に取り組んでいる。(平成22年度からは消費者まつりの場で、生活友の会の活動状況を市民へ周知し、今後の団体の啓発活動への取り組みが期待できる。)	生活友の会は、市より補助受給の自主活動である。なお、第1回消費者まつり時では生活友の会の活動状況を市民への周知が可能となり今後の団体の啓発活動への取り組みへの意欲となった。リーダー協議会は、市より補助を受けていないが、生活友の会と同様に第1回消費者まつり時に会の活動状況を市民へ周知できた。また、平成22年度より消費生活センターでの児童消費者金融教育講座の実践に伴い、寸劇の取り組みにより消費生活センターと協働の消費者教育推進に向け活動している。 【評価のコメント】 消費者団体の活動支援の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

1節 快適な環境の創造

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【ごみ処理等広域事業の推進】				
○小山広域保健衛生組合負担金 (環境課：2-A)	廃棄物（ごみ）の処理・し尿処理・保健予防・聖苑に関する費用の負担	小山広域保健衛生組合の構成市町（石橋地区除く）として、運営費を負担する。 負担項目：共通経費・保健予防費・小山聖苑事業経費・ごみ処理事業経費・し尿処理事業経費・訴訟対策費 今後、リサイクルセンター取得用地費の負担金が加算される。	継続	B
○クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金 (環境課：2-A)	石橋地区のごみ処理を宇都宮市に委託しているための負担金	平成25年度から石橋地区のビニプラについては、独自処理することになる。	継続	B
○宇都宮市斎場負担金 (環境課：2-A)	石橋地区の市民の方が、旧宇都宮市斎場を使用していたことによる負担金	平成21年3月、新宇都宮市斎場「悠久の丘」供用開始とともに終了となった。	継続	B
【ごみ処理とリサイクルの推進】				
○ごみ処理施設等の利用に係る総合的な検討 (環境課：2-A)	平成21年3月に小山地区広域保健衛生組合において、ごみ処理施設建設基本構想が策定され、下野市にマテリアルリサイクル推進施設（平成31年度）、小山市にエネルギー回収推進施設（平成28年度）、野木町に生ごみ等リサイクル施設（平成28年度）を建設することになっている。石橋地区のごみについては、引続き宇都宮市（クリーンパーク茂原）に委託することとしたが、燃えるごみのうちビニプラについては、平成28年度から小山広域保健衛生組合の生ごみ等リサイクル施設で処理することになる。また、民間業者で処理している新聞・雑誌、衣類・古布等も平成31年度からマテリアルリサイクル推進施設で処理することになる。	平成21年3月に小山地区広域保健衛生組合において、ごみ処理施設建設基本構想が策定され、下野市にマテリアルリサイクル推進施設（平成31年度）、小山市にエネルギー回収推進施設（平成28年度）、野木町に生ごみ等リサイクル施設（平成28年度）を建設することになった。石橋地区のごみについては、引続き宇都宮市（クリーンパーク茂原）に委託することとしたが、燃えるごみのうちビニプラについては、平成28年度から小山広域保健衛生組合の生ごみ等リサイクル施設で処理することになる。また、民間業者で処理している新聞・雑誌、衣類・古布等も平成31年度からマテリアルリサイクル推進施設で処理することになる。	継続	B
○一般廃棄物収集運搬 (環境課：2-B)	家庭から出るごみの収集運搬を専門の業者に委託している。 ごみ収集所：南河内地区273箇所、国分寺地区415箇所、石橋地区539箇所 石橋地区公共施設10箇所	廃掃法に基づき、市内から排出される家庭系一般廃棄物を専門業者に委託して収集運搬している。 ごみ収集所：南河内地区273箇所、国分寺地区415箇所、石橋地区539箇所 石橋地区公共施設10箇所	継続	B
○不法投棄物収集運搬 (環境課：2-B)	公共の場に不法に投棄された大量の一般廃棄物と産業廃棄物を専門業者により、適正に処分している。 家電リサイクル法の対象家電製品は、法に基づいて適正に処理している。	公共の場に不法に投棄された大量の一般廃棄物と産業廃棄物を専門業者により、適正に処分している。 家電リサイクル法の対象家電製品は、法に基づいて適正に処理している。 【評価のコメント】 不法投棄防止対策の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
○ごみ減量化 (環境課：3-B)	市のごみ減量化計画に基づき、行政と事業者と住民が一体となった各種事業を展開してごみ減量化を目指しており、平成23年度に平成24年度からのごみ減量化10ヶ年計画を策定することとしている。	市のごみ減量化計画に基づき、行政と事業者と住民が一体となった各種事業を展開してごみ減量化を目指しており、平成21年度にはエコ(ショップ&オフィス)認定制度を制定して、平成22年10月現在、エコショップが10店、エコオフィスが81事業所認定している。 また、平成23年度にごみ減量化計画の見直しを行うことになっている。	継続	B
《内訳》 資源回収報奨金	廃棄物の減量化を図るとともにその再生利用を促進することを目的として、市の資源回収運動に協力した団体に報奨金を交付している。	廃棄物の減量化を図るとともにその再生利用を促進することを目的として、市の資源回収運動に協力した団体に報奨金を交付しているが、新聞等資源回収対象廃棄物の市場取引額が低迷しており、平成23年度から交付額を1kg当たり5円から4円に引き下げる。		
《内訳》 家庭用生ごみ処理機器設置費補助	一般家庭から排出される廃棄物の資源化及び減量化を図ることを目的に、家庭用生ごみ処理機器等の設置者に補助金を交付している。	一般家庭から排出される廃棄物の資源化及び減量化を図ることを目的に、家庭用生ごみ処理機器等の設置者に補助金を交付しているが、年々申し込みが減少傾向にある。		
○学校給食生ごみ堆肥化 (環境課：3-D)	廃棄物を再利用したリサイクル社会の構築に向け、学校給食等の残渣の収集とクリーンセンターへの運搬を民間業者に委託している。 そこで生産される汚泥発酵肥料「すくすく君」を民間販売店で販売している。	廃棄物を再利用したリサイクル社会の構築に向け、学校給食等の残渣の収集とクリーンセンターへの運搬を民間業者に委託している。そこで生産される汚泥発酵肥料「すくすく君」を無料配布していたが、クリーンセンターの指定管理者制度導入に伴い、平成22年度から無料配布を廃止し、民間販売店で販売することになった。	継続	B
【環境対策】				
○環境基本計画の策定 (環境課：5-D)	下野市の環境行政の基本となる条項を定めた環境基本条例を平成23年度に制定し、良好で快適な環境を確保するとともに、環境への負荷の少ない下野市を創り上げていくための環境基本計画を平成24年度に策定することとしている。	平成22年度 環境基本計画策定委員会設立 平成23年度 環境審議会設立環境基本条例制定 環境基本計画策定検討 平成24年度 環境基本計画策定検討・策定	継続	B
○公害対策 (環境課：2-A)	県小山環境管理事務所と連携して、公害防止のための指導と公害発生時の早期対応を実施している。法律や県条例に基づき、騒音・振動等の調査や測定を実施し快適な生活環境を保持している。	公害を未然に防ぐため、定期的な水質検査を実施している。 主要4河川水質検査(毎月) 西坪山・下坪山工業団地調整池水質検査(年4回) 県小山環境管理事務所と連携し、公害防止のための指導と公害発生時の早期対応を実施している。	継続	B
【市営墓地の整備】				
○市営墓地の造成 (生活安全課：3-B)	墓地需要にたいして、長期的・安定的に墓地の供給を図るため、適正規模の市営墓地の新規造成を行っている。	中大領地区市営墓地平成24年度第1期分公売予定206区画(全体836区画)	継続	B

2節 安全・安心なまちづくり

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【防犯・交通安全対策】				
○防犯灯の整備 (生活安全課：1-A)	犯罪不安のない、安心安全なまちづくりを推進するため、防犯灯の設置及び維持管理を行っている。	市民（自治会長）からの設置要望に対して市の設置基準と照らし合わせ、現地調査等により危険箇所を把握し、効率的かつ効果的に防犯灯を設置していく。	継続	B
○交通安全運動 (生活安全課：2-B)	交通事故抑止のために春と秋の交通安全運動を中心に広報活動等様々な事業を実施している。	春、秋、年末は毎年の定期事業であり、継続して実施する。本県では前記に加え、H22年度から高齢者交通安全運動が加わり、これを継続して実施していく。	継続	B
○交通指導員の配置 (生活安全課：2-B)	交通指導員26名を配置して児童・園児・歩行者の通行の安全を確保している。	交通指導員26名を小学校通学路を中心に適切に配置運用し、今後も継続していく。	継続	B
○交通安全施設整備 (生活安全課：2-B)	カーブミラー等交通安全施設の新設工事及び修繕を図り、交通事故防止対策を実施する。	今後も引き続き危険度の高い交差点、自治会からの要望に応じた道路反射鏡の設置等の対策を実施し、道路交通の安全確保を図る。	継続	B
【消防・防災】				
○石橋地区消防組合負担金 (生活安全課：1-B)	石橋地区消防組合消防本部運営のため、管内1市2町（下野市・上三川町・壬生町）により負担金を納入している。	3市町の負担割合により支出します。	継続	A
○消防団の運営 (生活安全課：1-B)	消防団員の各種装備品の整備及び夏季点検・通常点検・ポンプ操法大会等の事業を執行し、日頃より、災害等発生時に迅速な活動を行えるよう、地域に根ざした消防団活動を行っている。	引き続き、市の安全安心のため消防団を運営します。	継続	B
○消防団消防ポンプ自動車の更新 (生活安全課：1-B)	火災発生時の消火作業を円滑に行い、緊急出動時に備え常に万全を期するために、現在老朽化したポンプ自動車の更新を計画的に実施している。	消防力の充実のため、計画的に更新しています。	継続	B
○消防器具置場の建替え (生活安全課：1-B)	速やかな防災体制を整えるため、日頃、消防・防災活動の拠点となる消防器具置場の老朽化したものを建て替え、防災基盤の強化を図っている。	消防施設充実のため、計画的に建替えています。	継続	B
○防災行政無線の整備 (生活安全課：1-B)	自然災害が発生した場合、住民の安全確保には情報伝達が重要であることから、防災行政無線の整備を進めている。	防災行政ネットワークを維持すると共に防災行政無線の整備を進めます。	継続	B
○防災意識の向上 (生活安全課：1-B)	総合防災訓練を実施して、市民の防災に対する理解をより一層深めてもらい、防災意識の高揚を図っている。	総合防災訓練を実施し、市民の防災に対する理解をより一層深め、防災意識の高揚を図ります。	継続	B
○洪水ハザードマップ作成 (生活安全課：1-B)	市内で洪水が発生する可能性と、実際に発生した場合に予想される浸水予想を予め示すことにより、日頃からの危険性を認識し備えていただくとともに、いち早く安全な場所に避難し被害を最小限に抑えることを目的としている。	H20完了 H21各戸配布 後期基本計画期間において、洪水ハザードマップの周知徹底を図っていく。	完了	B

3節 快適な水環境の形成

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【上水道の整備】				
○水道拡張等整備 (水道課：3-D) 石綿セメント管更新事業	安定給水の観点から配水管の布設替え事業を実施している。	安定給水の観点から配水管の布設替え事業を実施している。	継続	A
○配水管拡張及び改良事業 (水道課：3-B)	配水管の新規布設をすることによりループ化を図る。又塩ビ管・ダクタイル 鋳鉄管への布設替えを行い断水の防止や給水希望者の経費削減を図って いる。	配水管の新規布設をすることによりループ化を図る。又塩ビ管・ダクタイル 鋳鉄管への布設替えを行い断水の防止や給水希望者の経費削減を図って いる。	継続	A
【生活排水処理設備の整備】				
○下水道経営健全化計画の策定 (下水道課：3-B)	平成19年度に財政健全化計画を策定し、公的資金補償金免除繰上償還を行 い、適正な使用料について見直しを行っている。	財政健全化計画は平成19年度に策定が終了し、公的資金補償金免除繰上償 還を行なうことで高金利の市債残高を削減した。適正な使用料収入の確保 のため平成21.22年度料金審議会を開催し、使用料の改正も行った。	完了	-
○公共下水道の整備 (下水道課：3-D)	公共下水道計画区域を対象に下水道管渠等を整備し、下水道を利用可能に し、未普及地区の解消を図っている。	特環下水道との合計普及率。下水道普及率が向上している。	継続	A
○特定環境保全公共下水道の整備 (下水道課：3-D)	特定環境保全公共下水道計画区域を対象に下水道管渠等を整備し、下水道 を利用可能にして、未普及地区の解消を図っている。	下水道普及率が向上している。	継続	A
○下長田地区下水道整備 (下水道課：4-D)	公共下水道計画区域を対象に下水道管渠等を整備し、下水道を利用可能に し、未普及地区の解消を図っている。(公共下水道の整備に統合)	「公共下水道の整備」に統合	完了	A
○公共下水道の維持管理 (下水道課：3-B)	公共下水道区域を対象に、公共下水道施設を良好な状態に維持管理するた め、中継ポンプ場の維持管理委託や管渠の調査・修繕を行い市民のより良 い生活環境を確保している。	管路調査を実施し不適切箇所の修繕を行なっているが、管路延長が長いた め不明水の対応に苦慮している。	継続	A
○農業集落排水の維持管理 (下水道課：3-B)	農業集落排水区域を対象に、農業集落排水施設を良好な状態に維持管理す るため、施設や中継ポンプ場の維持管理委託や管渠の調査・修繕を行い市 民のより良い生活環境を確保している。	年数の経過した管路を調査し必要な箇所については補修を実施している が、今後は処理場の老朽化による修繕等が必要になってくる。	継続	A
○浄化槽設置補助 (下水道課：3-B)	国・県の補助を受け、浄化槽設置者に補助金を交付して設置のための環境 整備を図り、公共下水、集落排水を含めた整備率の向上を目指している。	浄化槽処理区域について補助を行なっているが、国や県の財政状況が年々 厳しくなり十分な補助金の確保が難しくなっている。	継続	B

6章 市民と行政の協働により健全なまちづくり

1節 協働のまちづくりの推進

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【まちづくり活動の推進】				
○コミュニティ推進協議会の支援 (生活安全課：5-C)	地域コミュニティの振興を図るために、各地区コミュニティ推進協議会への補助及び、各種イベント開催への補助を実施し、各地区のコミュニティ活動の推進を図っている。	10協議会活動費補助、国分寺コミュニティ3地区盆踊り花火大会事業補助、石橋地区コミュニティおみこし広場事業補助	継続	B
○自治会公民館建設費補助 (生活安全課：5-B)	自治会における組織的な活動と、一般行政活動の振興に寄与する自治会公民館の建設を促進し、当該地域住民の連帯意識の向上と近隣社会の形成を図っている。 (工事費の1/2補助 新築300万円、改築200万円上限)	修繕改修工事への補助	継続	B
○(仮称)薬師寺市民センター建設 (社会福祉課：4-D)	旧南河内町において、保健福祉センター建設計画及び用地取得をし、合併により新市に引き継がれたが、保健福祉センターとしての建設は凍結し、地域性を踏まえながら施設整備を検討していくとされ、現在に至っている。	事前調査を実施し、地元の意見の集約したのち、市民センターとしての機能と他の機能を共有する、基本構想を作成し、実施計画に沿って建設する。 【評価のコメント】 施設整備の検討内容等の取り組みが不十分であった。	継続	C
【市民と行政との情報共有】				
○情報公開の推進と個人情報保護の徹底 (総合政策課：3-B)	情報公開条例に基づき、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進している。また、個人情報保護条例に基づき、個人情報を保護し、市民等の権利利益を守るとともに、公正で民主的な市政を推進している。	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、両制度の適切な運用を図った。	継続	B
○地域情報化の推進 (総合政策課：4-C)	地域情報化計画に基づき、情報化推進基盤を整備するとともに、情報化による市民サービスの向上や安全・安心なまちづくり、行政事務の高度化・効率化及び地域の一体感の醸成と活力あるまちづくりのための取り組みを行っている。	地域情報化計画に基づき、地域間情報格差の完全解消等、情報化推進基盤の整備が完了し、この基盤に立って、総務省の交付金事業「ユビキタスタウン構想推進事業」の実施など、ICTの利活用を図る取り組みを進めている。 市民が情報を簡単に入手できる仕組みとして、メール配信・データ放送・電子看板の運用を行っている。 市民間の情報交流を活発化する仕組みとしては、データ放送及び電子看板を市民間のコミュニケーションを図るツールとしても利用している他、市民活動支援サイトをオープンした。	継続	B

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【人権の尊重と男女共同参画の推進】				
○人権啓発 (生活安全課：3-B)	市人権教育・啓発推進計画に基づき、様々な場面を通じた人権教育・啓発の推進を実施している。	下野市人権教育・啓発行動計画に基く、全庁に及ぶ事業報告を年1回人権推進審議会を開催し事業の進捗を図った。	継続	B
○人権擁護委員の設置と支援 (生活安全課：3-A)	9名の人権擁護委員により、小・中学校、事業所等での人権研修会や、毎月の心配ごと相談での相談業務を通じ、人権意識の普及啓発の活動を実施している。	平成22年度から夏休み小学生人権教室（4校）、小学校人権教室（緑小学校）、職場人権出前講座（1事業所）を実施。	継続	B
○人権教育の推進 (生涯学習課：5-D)	市民が様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の理念について理解を深めるために、人権講演会や講座を開催している。	年度によって参加者数に変動があり、これは講座内容と講師によるもので、関心の高い講師の選定と人権講座等のPR・啓発が必要。	継続	B
○男女共同参画の推進 (総合政策課：5-C)	男女共同参画プランに基づき、市民の男女共同参画に対する認知度向上に向け周知・啓発を進めている。	市民の男女共同参画に対する認知度向上に向け、毎年講演会を開催しているほか、年2回情報紙を全戸配布するなどして周知・啓発を進めている。 【評価のコメント】 男女共同参画推進の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C

2節 行財政運営の充実

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【計画的な行財政運営】				
○事務事業の評価検討 (総合政策課：3-C)	選択と集中による事業展開を図るため、各事務事業の優先度判定を行ってきている。平成19年度の試行を経て、毎年改善と工夫を重ね事務事業評価のシステムが構築され、平成23年度から運用を開始となっている。	H20から本格導入 H22年度に財務会計に事務事業評価システムを追加し、より簡素化し効率よいデータ管理を行うことができる。	継続	B
○行政改革の推進 (総合政策課、財政課：3-B)	行政改革大綱を定め、その実施計画の進捗状況について行政改革推進委員会から意見・提言を求め簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に推進している。 また、事務事業評価の中から抽出した事務事業評価の妥当性について、市民から意見を求めている。	行政改革大綱実施計画の進捗状況を把握し、行政改革推進委員会から意見を求め担当課にフィードバックすることにより改善を行った。 事務事業評価の妥当性について、市民評価を行い、意見を求め次年度の事業実施に向けて活用している。 【評価のコメント】 行政改革推進の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
	長期財政計画を策定し、持続可能な財政基盤の確立を目指している。 予算特集号及び決算特集号を毎年度作成、各戸に配布している。 市民への市財政状況に関する情報提供のため、財政健全化法による4指標及び新公会計制度による4表を作成し、広報誌等により公表している。	中長期財政計画を策定するなど、継続的に取り組んでいる。また、市民の関心を高めるために、財政状況と将来の見通し等について、広報誌及びホームページにより情報提供を行っている。		

	事業概要	事業進捗評価	完了・継続	進捗度合
【広報・広聴の充実】				
○広報紙の発行、ホームページの充実及び各種情報発信手段を活用した情報提供の充実 (総合政策課：3-C)	広報紙やホームページによる情報発信のほか、各種情報発信手段を活用した情報提供の充実を図っている。	見やすく親しみのある、広報紙及びホームページづくりに努めるとともに、ホームページのリニューアルを行った。 メール配信・データ放送・電子看板等、各種情報発信手段を活用した情報提供の充実を図っている。 【評価のコメント】 広報紙発行等の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
○広聴の充実 (総合政策課：3-A)	市民の率直な意見要望等を今後のまちづくりに反映させるため、広聴活動の充実を図っている。	市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」及び「市長といいききランチトーク」を開催するとともに、市政への提案書やインターネットを活用した広聴活動、パブリックコメントを実施している。 【評価のコメント】 広聴充実の取り組みについては、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C
【庁舎建設】				
○庁舎建設 (庁舎建設準備室：4-C)	平成27年度までに合併特例債を活用し、自治医大駅西側に新庁舎を建設することとしている。現時点での計画規模は、敷地面積は2.4ha、建物は鉄筋コンクリート造の4階建て以下、延床面積約9,000㎡とし、市民に親しまれ、誰もが利用しやすい庁舎を目指している。	基本計画も完了し、設計の実施に向け計画どおり進捗している。	継続	B

3節 広域行政の充実

【広域行政の推進】				
○広域行政の推進 (総合政策課：3-B)	地方分権の進展による広域連携事業に備えるため、県央サミット、定住自立圏研究、県南都市整備協議会等に参加し、情報の積極的な入手や周辺市町との連携を図っている。	県央サミット、定住自立圏研究、県南都市整備協議会等に参加し、広域行政の研究や推進を図っている。 【評価のコメント】 広域行政推進の取り組みについて、市民満足度の向上を目指して、施策展開を図る必要がある。	継続	C